決算審査特別委員会

9月14日(月)午前9時3

O分開議

議題1 「議案第64号 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第65号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定

について」の審査について

3 「議案第66号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算 認定につ

いて」の審査について

4 「議案第67号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認

定について」の審査について

5 「議案第68号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定につ

いて」の審査について

6 「議案第69号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決 算認定に

ついて」の審査について

7 「議案第70号 平成20年度嵐山町水道事業決算認定について」の 審査につ

いて

○出席委員(11名)

1番 畠 山 美 幸 委員 3番 金 丸 友 章 委員 5番 吉 場 道 雄 委員 7番 清 水 正 之 委員 11番 河 井 勝 久 委員

2番 青 柳 賢 治 委員 4番 長 島 邦 夫 委員 6番 川 口 浩 史 委員 8番 安 藤 欣 男 委員 9番 松 本 美 子 委員 10番 渋 谷 登美子 委員

○欠席委員(なし)

○委員外議員

柳 勝次議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 杉田 豊

主 査 菅原広子

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長

高 橋 兼 次 副 町 長

安藤 實 総務課長

井 上 裕 美 政策経営課長

中 西 敏 雄 税務課長

松 本 忠 治 税務課課税担当副課長

中 村 滋 税務課収税担当副課長

| 中 | 嶋 | 秀 | 雄 | 町民課長 |
|---|---|---|---|------|
| | | | | |

山 下 次 男 町民課保険・年金担当副課長

岩 澤 浩 子 健康福祉課長

山 岸 堅 護 健康福祉課高齢福祉担当副課長

簾 藤 賢 治 健康福祉課健康管理担当副課長

田島 雄一 環境課長

水 島 晴 夫 産業振興課長

木 村 一 夫 企業支援課長

田 • 淑 宏 都市整備課長

小 澤 博 上下水道課長

奥 平 清 人 上下水道課管理担当副課長

冨 岡 文 雄 上下水道課施設担当副課長

山 下 正 幸 上下水道課下水道担当副課長

田 幡 幸 信 会計課長

加藤信幸教育長

小 林 一 好 教育委員会こども課長

大 塚 晃 教育委員会生涯学習課長

水 島 晴 夫 農業委員会事務局長産業振興課長兼務

松 本 武 久 代表監査委員

藤 野 幹 男 監査委員

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 ただいま出席委員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 64 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計歳入歳出 決算認定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を 含めて総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑者につきましては、前も って届け出をいただいておりますが、4名であります。最初に第6番委員、川 口浩史委員、次に第 10 番委員、渋谷登美子委員、次に第7番委員、清水 正之委員、最後に第8番委員、安藤欣男委員。

それでは、総括質疑に最初の第6番委員、川口浩史委員。

○川口浩史委員 いろいろ熟慮した結果、4項目質問しようと思ったのですが、2項目に絞ってまいります。

初めに、給食調理場の検証であります。検証といいますと、本格的な検証は来年、再来年ということ、再来年の決算になると思うのですが、ここで考えられる点を検証したいと思います。町長は、2008年、平成20年度の施政方針の第1番目に、水と緑豊かなという項目の中で消防と防災について述べているわけです。ここで防災訓練のことを話しているわけですけれども、防災訓練のことは先般町長のお考えも聞きましたので、この点はわかりました。そして、給食調理場については「災害時にも使用できる施設として」として給食調理場の必要性を訴えております。そこで、大きな災害が起きた場合、実際にいつから給食調理場としての機能が使えるか、機能を使ったものとして使用できるのか。つまりオール電化ですから、電気が来ないと食事の提供というのはできないと思うのですけれども、その点いつからできるのか、そこに問題はないのか、そこをただしたいと思いますので、いつから使えるのかを1番目に伺いたいと思います。

そして、2番目は不用額の問題です。平成 16 年度の不用額は 7,600 万円余り、平成 17 年は 5,400 万円余り、平成 18 年は 7,700 万円余り、 平成19年は5,900万円余り、そして平成20年度が1億3,700万円余りと、この平成20年度になって突出して高くなっているのです。やはり努力が足りないなと率直に思うわけです。政策経営課の課長によりますと、地域要望は50%くらいのものにしかこたえられてこなかったということであります。仮に平成17年の、このときの不用額は5,413万4,549円でしたけれども、このときくらいにまで努力をすれば8,330万7,976円、これだけ地域要望にこたえるお金ができたというふうに思うわけです。そこで伺いますけれども、8,300万円余りのお金があれば何割ぐらいまで地域要望にこたえられたのか、それから不用額についての考えを伺いたいと思います。

以上2点をご質問いたします。

- ○河井勝久委員長 井上政策経営課長、答弁お願いします。
- ○井上裕美政策経営課長 不用額につきましてお答えいたします。

まず、不用額の考え方でございますが、各事業の入札差金や年度途中で確実に減額が見込まれるもの、こういったものにつきましては9月、12月あるいは3月の議会におきまして補正予算として減額をし、他の緊急を要するものに充てさせていただいているところでございます。20年度の予算の不用額ご指摘をいただいたわけでざいますけれども、1億3,744万円ございました。これは、平成20年度に実施をいたしました337事業、このうち扶助費や実績に基づきます補助金、負担金など、年度末までに確定することが難しいものの総トータルということでございます。区長さんからの地域要

望も含めまして、他の事業に振り向けることができなかったということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 高橋副町長、答弁お願いします。
- ○**高橋兼次副町長** それでは、給食センターについて私のほうからお答え申し上げたいと思います。

町の地域防災計画というのがございまして、その中の災害時の食料供 給等についてということで列記されておりますけれども、ちょっと幾つか申し 上げてみたいと思うのですけれども、まず食料の備蓄については町及び町 民が行う、そして災害時の食料の給与の対象者については避難住民及び 災害救助従事者ということになっております。そして、地域防災計画をつくり ましたとき想定されておりました西埼玉地震、これの緊急時の避難人口につ いては 85 人というふうになっております。それを町が1日分3食、これを備 蓄するということになっておりまして、255 食ということになっています。現在 この数量についてはこれを超えた備蓄量を持っております。これの実際に 供給するときでございますけれども、お湯を沸かして、そしてアルファ米ある いは豚汁の袋の中にお湯を入れて、それで炊き上がるような形になってお ります。そして、ここのところ深谷断層地震というものが県の地域防災計画 の中で出てまいりまして、それによりますと避難者の数というのがかなり大 きな数になっております。嵐山町で想定されておりますのが 4,106 人という ことですから、これの1日3食分ということになりますと1万2,318食ということで、これだけ備蓄するのはちょっと大変なのかなという感じがしております。

そして、お尋ねの給食センター災害時にということでございますけれども、今申し上げましたように、最初の1日については備蓄したもので対応すると、そして2日目以降については民間業者から速やかに材料の調達をしながら、あるいは場合によったら県に要請をしていくということになっています。そうしますと、給食センターオール電化ということでございまして、ライフラインの電気がいつ復旧するかということでございますけれども、こういう施設については電力会社も早急に復旧すると申しますか、かなり早い時期に仮に何かあっても復旧ができるのかなというふうに思っています。したがって、いつからできるかということでございますけれども、電気のライフラインが復活次第、材料の調達等の問題ございますけれども、そういう意味からいけば避難された人たちに、あるいは従事者に供給する食料等についてはしかるべき時期から給食センターにおいても対応ができるのかなというふうに考えております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 川口委員。
- 〇川口浩史委員 調理場からでいいのですけれども、川口町に昨年視察に行ったとき、あのくらいの地震になりますと1週間電気が来るまでに時間がかったと。役場に電気が来るまでに1週間かかったということなのです。で

すので、あのくらいの地震が来たら恐らくここも1週間くらいは電気が来なくなるということが考えられるわけです。今最初の1日目は備蓄だと、2日目から民間ということでお話があったわけですが、果たして民間で4,106人、これだけの人の分を賄い切れるのかと考えると、少しでも町でやっていかないと、つくっていかないと本当はいけないというふうに思うのです。そういう点でやはり電気はそういう復旧するまでの時間があるわけですから、いろいろ便利かもしれないですけれども、災害時の施設として使う場合問題がやはりあるというふうにお考えになるのか伺いたいというふうに思います。

それから、不用額についてなのですが、ちょっと答弁には驚きましたけれども、後期の場合はいろいろ初めてのことですから、あったと、若干多くなってしまうというのも仕方ないかなと思うのです。それでもちょっと高いですけれども。例えば予防費、昨年は8,023円ですけれども、昨年というか、19年度それが116万6,292円、10倍にしてもまだ足らない。10倍を超える金額が不用額です。これで努力しているというふうに言えるのですか。これ健康福祉課たまたま開いたので、言いましたけれども、清掃費にしたって19年が44万円だったのが今度は148万円ですから、同じ事業をほとんどしていてこういうふうに余っている、不用額として出してしまっているわけですよね。これきちんと見て課長は仕方ないとおっしゃったのですか。課長で答えられないのでしたら、ちょっと町長か副町長にお願いしたいのですけれども、やはりこれだけの金額を見ますと努力が足らないというふうに見ざる

を得ないのです。地域の活性化等いろいろお金も来て使いこなすのが大変だったという面はあるかもしれませんけれども、清掃費に関してはありませんでしたので、その点もう一度精査をして答弁していただきたいと思うのですけれども。

- ○河井勝久委員長 井上政策経営課長。
- 〇井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

不用額の関係でございますけれども、昨年、平成 20 年度の不用額、こ れを款別にちょっと見てみますと、民生費が 5,226 万円、それから予備費 が、多い順ですね、予備費が 1,574 万円、この2つで不用額の 57%ぐらい、 これぐらいを占めているわけでございます。そのほかのものにつきましては、 それぞれの不用額あるわけでございますけれども、予算現額に対します不 用額の割合ですけれども、これは大体 2.1%ということでございまして、川 口委員はこれは大きな数字だというふうにお考えだということでございます。 私のほうも決して少ない金額ではないと思っておりますけれども、やはりそ れぞれの年度には異なった個々の事情があるわけでございまして、そうい った事情の中で残ったものであると。先ほど川口委員にご指摘いただきまし た後期高齢者の広域連合の負担金、これにつきましては三千数百万円が 残っているわけでございます。そういったこともいろいろなことがありまして 残ってしまった金額ということでございます。しかしながら、不用額につきま しては、大きな額を残すということは決していいことではございませんので、

予算現額との差をなるべく少なくするように、私どもをはじめ担当課のほうに よく注意をしていただきながら予算を執行してまいりたいというのが政策経 営課長としての考え方でございます。

以上です。

- ○河井勝久委員長 高橋副町長。
- ○高橋兼次副町長 給食センターの問題ですけれども、深谷断層地震、先ほど想定される避難者の数が 4,106 人というふうに申し上げました。これは、やはり各自治体とも大変な数字だというふうに考えておるのでありまして、どこの自治体も大変対応に苦慮しているのかなというふうに思っています。今度の給食センターの給食の数と申しますか、1,900 食ということで設定をして今つくっているわけでございますけれども、したがってその数からいってもとてつもない数字になるのかなというふうに思っております。

先ほど食料の民間ということがございましたけれども、これについては調達計画というのを事前につくるということになっておりまして、この辺については各自治体もそれぞれの民間の事業所と協定を結んだりというような形でやっておりますので、町においてもこの辺については今後考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

そして、現在の給食センターで設置が予定されておりますかまの能力で ございますけれども、これを1台動かすのに例えば発電機と申しますか、い うようなこともちょっと考えてみたことがございます。ただ、かなりやっぱり1 台動かすのに高額ということなのです。それは、お金を幾らでもかけていいならそれはそれなりの対応もできるのかなというふうに思っています。ただ、現在の状況からいってなかなかそれは難しいのかなというふうに思っています。いずれにしても電気以外ですとガスとかプロパンのガスだとかいろいろございますけれども、小規模でしたら当然自然のまきとかそういうのございますけれども、したがって今度の深谷断層地震に対する町の地域防災計画の見直しの中で、この辺の数字についてどうとらえていったらいいかというのも研究していかなければいけないし、早急に詰めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

先ほどの備蓄の1万2,000 云々ということをいつも防災倉庫にとどめておくというのは大変なことでございまして、これらについては埼玉県の備蓄倉庫もございますので、そういうものとの調整というのがどういうふうになっていくのかということかなと思っております。いずれにしても嵐山町あたりで深谷断層地震が仮に起きた場合には、とても嵐山だけで云々という形にはならないかなというふうに基本的に考えております。いずれにしてもできる手だてについては今後も研究していかなければいけないかなというふうに基本的には思っております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 川口委員。
- ○川口浩史委員 調理場なのですが、今副町長からお答えいただいたわけ

ですけれども、やっぱり電気だけに頼っているという、電気だけで動かすというところでは施設としてはやはり私は問題があったというふうに言わざるを得ない。事実上副町長もお認めになっているというふうに思います。そういう点で、ここはガスのパイプラインが来ているわけではありませんから、プロパンになるわけですよね。プロパンであればすぐに使えたわけでありますので、その辺のエネルギーの選び方の問題というのはあったなというふうに思います。今後もこの調理場の問題についての検証というのはほかの面でも進めていかなければいけないと思いますので、これ以上答弁いただいても同じような答弁でしょうから、これは結構です。

それで、不用額なのですけれども、余り多いのは好ましくないということで、そういう答弁までいただきましたけれども、町長が就任して以来、私先ほど平成16年度から出しましたけれども、ずっと1億円以下で来ているのです。多くて7,700万です。一番少ないのが平成17年の5,500万。努力をすればここまでできるわけですよね。こういう努力を余りしないとどっとふえてしまうわけです。ふえてしまったのをかばうような発言されますので、そうすると地域要望にこたえる点は本気でこたえるつもりがあるのかということまで疑いたくなるのです。やはり担当課としては、あるいは執行の町長、副町長としては、こういうお金をきちんと整理をして地域要望にもこたえていくということが必要であるというふうに思うのですが、その点課長からはわかりましたので、町長か副町長に伺いたいと思います。この辺努力をしてやはり1億

円以下を目指したいというくらいの答弁をいただきたいと思うのですけれど も、いかがでしょうか。

- ○河井勝久委員長 高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** 不用額について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今1億円というお話がございましたけれども、それはその時々のその年 度、年度の状況と申しますか、いうものによって変わってくるわけでございま して、一概にお金の額で云々ということはいかがなものかなというふうに思 っています。ただ、川口委員おっしゃるように、できるだけ我々としても不必 要なものについては早目にわかれば補正予算で減額の対象にしたり、それ を違う事業に回していくというふうなことは可能かなというふうに思っており ます。ただ、今かなりの事業が、例えば道路関係等についてもかなりの本数 をやっておりまして、しかるべき時期にこの事業に幾らかかって幾ら残ると いうものがなかなかつかみづらいというようなこともございます。したがって、 川口委員おっしゃることもよくわかりますので、できるだけ不用額が早目に わかるものについては補正で対応し、そしてその財源を例えば地元要望で 取り残している部分が仮にあるとすれば、優先的に考えて、ではこれをそこ に投じておこうというのは当然考えられることでございまして、その辺につい ては今後も念頭に置きながら、いろいろ地元優先と申しますか、地域あって の町でございますので、その辺は十二分に考えていきたいというふうに思い ます。

以上です。

- ○河井勝久委員長 次に、10番委員、渋谷登美子委員。
- ○渋谷登美子委員 一応総括として7つほど用意したのですけれども、一番 最初なのですけれども、これは各課でやろうと思っていたものをこちらに回 すようにと言われたものなのですが、駒王太鼓の愛好会の町の位置づけな のですけれども、駒王太鼓一式と衣装一式は町の資産になっています。一 方、今回はコミュニティー補助金で250万円が駒王太鼓愛好会のほうに出 されて、それで太鼓を6基購入したのです。駒王太鼓自体は、愛好会という のは個人の集まりかなと思うのですけれども、それに対しての補助の仕方と、 それから越畑獅子舞や古里獅子舞、古里祭り獅子舞での保存会との補助 金とはちょっと位置づけが違ってこなくてはいけないかなと思っているので す。嵐山町では、駒王太鼓はふるさと創生で購入したわけで、それは町のも のになっていて、今回の愛好会のものはコミュニティー事業の補助金は愛 好会の太鼓になってしまったわけなのですけれども、コミュニティー事業の 補助金は町が行っている事業に対しての補助金でなかったためにこうなっ たのか。駒王太鼓一式の管理はどこが行っているのか。今嵐山町では駒王 太鼓がいろいろなところで活動しているわけですけれども、実は嵐山町にも 太鼓の愛好者というのはかなり、何人か、ある程度いらっしゃるということは 知っています。それで、その方たちは駒王太鼓自体は活用できない状況に

あるようなので、駒王太鼓の現在の管理と、そして駒王太鼓愛好会の町の 位置づけについて特に伺いたいと思います。

2番目なのですけれども、アイプラザにパステルが入って、ちょうど 20 年 度から始まって1年たって、私も時々利用させていただいているのですけれ ども、アイプラザの維持費が 144万 494 円です。アイプラザになってから実 は入りにくいというふうな意見を伺っていて、確かに後ろのほうの奥にある、 パステルではない奥は今アイプラザになるわけですけれども、非常に活用し にくいなというのもあるのですけれども、いつも恒常的に使う部分はいいの ですけれども、そうではない部分は活用しにくいことと、あとアイプラザ、か つてでしたらお願いしたものはポスターなどは張っていただけたのですけれ ども、パステルとの関係で張れなくなったというか、場所的な部分があるの で、ということもあって、パステルが入ったためにちょっと町民の方が不自由 をなさっている部分もあるかなと思うのですが、その点についての要望とい うふうなものはなかったかどうか伺いたいと思います。アイプラザのパステ ルはとても活用しやすいようにしたほうがよいと思うので、その点伺いたいと 思います。

その次に、これは昨年も伺っているかと思うのですけれども、菅谷出張 所と勤労福祉会館の維持管理費と他団体の負担金の関係なのですけれど も、勤労福祉会館に関しましては、管理事業が 104 万 527 円ですか、そし て商工会のほうから出てくるのが 40 万強なので、これは面積案分としては 適当なのかなと思っているのですけれども、菅谷出張所に関しましては需用費の部分だけで264万8,879円なのですが、管理料というふうな形で歳入として入ってくるのは79万6,339円なのです。菅谷出張所管理自体は樹木の管理もありますし、いろいろあると思うのですけれども、それに関してはなくて光熱費だけで案分していて、それも面積案分であったなというふうに感じるのですけれども、これですと将来的にシルバー人材センターと、それから社協の独立というのを目指すのがちょっと難しいのではないかなというふうに思っていまして、決算との関係でそこら辺の考慮というのはあったのかどうか伺いたいと思います。

次に、入札の問題なのですが、先ほどの川口委員との不用額の関係でいきますと、町内業者については落札率がほとんど 95%以上になってくるのです。皆さんは多くの質疑の中で町内業者の育成というふうな形で質疑があって、町内業者にできるものは町内業者にというのは方向としてはわかるのですけれども、これは私は町内業者の育成とは異なっていて、町内業者の順番による落札が推測されるのです。これですとこれは町内業者の育成ではなくて、逆に業者による価格のコントロールというふうに考えてもいいかなというふうに思うのです。それで、これについては実際に見られてどのように見解として持っていらっしゃるのか、また 20 年度と 21 年度とではかなり入札の仕方も変わってきているでしょうけれども、そこのところの評価はまだしていないのですが、町としてはどのようにお考えになっているのか伺い

たいと思います。

次に、5番目ですけれども、平成 20 年度に関しての非常勤職員と正規職員と短時間雇用職員の割合と業務量、これはやはり余りに重要なある程度のものに非常勤職員が入ってきて正規職員が少なくなったら、事業自体に差しさわりが出てくる部分もあるかなと思うのですが、そこら辺についての評価について伺いたいと思います。

それから、6番目ですけれども、現金会計のやりくりについて伺いたいと思います。今回一時借入金が議決の必要な5億円までいっていて、ちょっとこれは厳しいなと本当に思ってしまったのですが、それについて今後もしこのようなことがある場合も考えられると思うのですけれども、3月31日とかぎりぎりの段階、3月20日とかぎりぎりの段階になってまた議会を開催して、当初予算の一時借入金の部分を変更していくというのは非常に難しいかなと思うのですが、もしこのようなことが今後もあるようでしたら、一時借入金の額をある程度変えていったほうがよいのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

そして、現金会計のやりくりなのですけれども、他団体の決算との整合性については、特に平沢土地区画整理組合の決算と嵐山町決算とにそごがあったわけなのですが、それをどのように考えていくのか伺いたいと思います。

それから、7番目なのですけれども、これは監査委員のほうにお伺いした

いのですけれども、埼玉県監査委員協議会と比企郡市監査委員事務協議会でそれぞれの自治体の問題について、あるいは課題について議論されたことというふうなことについてありましたら伺いたいと思います。私は、今回の決算の個々の問題に関しては団体補助金、特に補助金に関してはある程度、団体補助金等に関しては、それから一部負担金、それに関しては集中的に監査していただきたいと思うのですが、これがもし同じような問題を抱えているものが比企郡市の監査委員会事務局や埼玉県監査委員協議会などであるのならば、それは同じようにして一緒に監査を出していただきたいと思いますし、あるいはそれも難しいという感じであるならば、外部監査を団体補助金に関しては委託してもよいかなと思うのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

- ○河井勝久委員長 井上政策経営課長。
- ○井上裕美政策経営課長 初めに、私からアイプラザの関係につきまして お答えを申し上げます。

パステルでございますけれども、障害者の社会参加と就労支援ということで昨年の5月 18 日から営業しております。平成 20 年度のパステル関係で町民の声ボックスに寄せられましたご意見、これが幾つかあるわけですけれども、好意的なものがほとんどでございまして、町のほうにはご不満の声は寄せられておりません。使いづらいというお話もございますが、入り口の正面ドアにはトイレ、ご休憩でもご自由にお入りくださいというような掲示もし

ておりますが、渋谷委員今使いづらいという声も聞いていらっしゃるということでございますので、もう一度利用される皆様の立場に立って検討はしていきたいかなというふうに考えております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 安藤総務課長。
- ○**安藤 實総務課長** 非常勤職員と正規職員の業務量、これについてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年度の正規職員、フルタイムでございますけれども、150人。育児休業等に入っている職員を除いてですね。それから、育児短時間勤務職員、週3日、24時間勤務、これは合計で24時間ですね、これ1人。非正規職員、これが嘱託員が4人、臨時職員が78人、合わせて82人でございました。非正規職員の業務内容とすると、正職員の補助的な業務、データの入力等の繰り返し行う業務、あるいは短時間あるいは季節的な業務、これらが中心でございまして、これらを業務量でどのくらいかという、これは調査するのはなかなか難しいわけでございまして、単純に勤務時間で比較してみますと150人の正規職員、1年間に約31万9,000時間、これに非正規職員7万7,000時間。そうしますと、正規職員1に対して0.24の割合、時間にすると4分の1ということでございまして、先ほど非正規職員の業務内容で申し上げたそういった一定の業務については臨時職員の果たす役割が大きくなっているということが言えるのではないかというふうに思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 田幡会計管理者兼会計課長。
- ○田幡幸信会計課長 一時借入金の限度額はどうなのかということにつきましてお答えしたいと思います。
- 20 年度につきましては、2月の下旬に3億、それから3月の下旬に2億と いうことで、5億円を一時借り入れしたわけなのですけれども、これにつきま しては国庫補助事業でありますまちづくり交付金事業というのを現在やって おりまして、これにつきましては最後に各事業が終わったときに一括して補 助金、また起債が入ってくるということでありまして、20 年度で申しますと、 まちづくり交付金事業の補助金につきましては4月1日に約4億4,000万 円、それから4月の下旬、それから5月の連休明けに起債が1億2,000万 円と、このような状況で入ってまいりました。また、これらの事業を実施しま すと前払い金が 40%だったですか、それらも発生しまして、なかなか資金 繰りというのは大変なわけであります。そういうことでありまして、21 年度に つきましてはこれから 10 月から事業も本格化し、また支払いのほうもそれ なりにある程度出てくるという状況になってきますので、改めて資金収支計 画を確認した上で一時借入金の限度額が5億円でいいのか、もう少しふや さなければいけないのかということ確認をもう少し精査していきたいと考えて おります。

以上です。

- ○河井勝久委員長 田□都市整備課長。
- ○田□淑宏都市整備課長 私のほうから平沢土地区画整理組合の決算とのそごということでございますけれども、平沢土地区画整理組合の平成 20年度の決算では、まちづくり交付金分の補助金の 21年度に繰り越した8,071万1,000円につきまして、平成 20年度の区画整理組合の出納整理期間内に町から入金されたため、平成 20年度の収入として処理し、この補助金を翌年度に繰り越して 21年度の会計で処理していくということになっております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** それでは、菅谷の出張所等の関係についてまずお答 え申し上げたいと思います。

今渋谷委員のお話のように、商工会、社協、シルバーというふうなお話がございました。商工会については、行政財産の使用料、こういうものを一部いただいております。ただ、これも条例に基づく金額についてではとても払えないということもございまして、それを減免しながら使用料をいただいていると。一方、社協、シルバーについては使用料については免除しております。これは、当初から当然町がお願いしながら進めてきている部分もございますし、旧役場を使うというようなことでありまして、使用料についてはそれぞれ免除してございます。

そして、維持管理料について社協どういうものを払っているかと申しますと、1つは光熱水費、そしてまた維持管理料の中に建物の共済保険、セコム、清掃委託、そしてまた勤労福祉会館を含めた消防保安設備の管理委託料あるいは電気保安委託料、こういうものをそれぞれの面積に応じて面積案分しているということでございまして、先ほどお話しのように社協が57万円ほど支払ってございます。以前は、この維持管理料も含めて免除していたときがございました。ただ、行財政改革の中で当然維持管理料というものは一定のものをいただくべきだということもございまして、ここ数年来この維持管理料というものもいただき始めたところでございます。

したがって、今お話しのようにできるだけ社協、シルバーも今後独立をしていくというようなことは非常に重要なことでございまして、そういう方向で考えているわけでございますけれども、建物を自分たちで調達をして、あるいは建設をしてどうだというのは、とても考えられないというのが実際のところかなというふうに思っています。新しい交流センターの中でどういう形になるか今後の課題でございますけれども、ただ社協もシルバーもそれなりに力をつけてきているというのは事実でございまして、応分の負担というのは当然していくべきかなというふうに思っておりまして、この辺については今後の課題にしていきたいなというふうに思います。

もう一つ、入札の関係でございますけれども、20年度の落札率をちょっと申し上げてみたいと思いますけれども、町内業者を対象にして一般競争

入札2件ございました。対予定価格の落札率ということで申し上げてみたいと思うのですけれども、この2件の平均84.42%でございました。一方、指名競争入札18件ございまして、対予定価格の落札率が94.25ということで、先ほど渋谷委員お話しのように、指名競争入札においての対予定価格の落札率が比較的高どまりと申しますか、いうものは私どももほかの入札と比べてというのは考えております。したがって、この辺については結果だなというふうに基本的には思っております。したがって、できるだけ町内業者それぞれ実力をつけながら、お互いに競争しながら仕事の請負していくというのは、それぞれの会社のいろんな考え方もございますけれども、これらの落札率については今後もちょっと注意をしながら見ていきたいなというふうに思っております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 加藤教育長。
- ○加藤信幸教育長 駒王太鼓愛好会の町の位置づけということですが、最初に越畑、古里の獅子舞とか、それから杉山城保存会とか、これは教育委員会は指定文化財保存管理事業として補助金を交付させていただいている。お話しの駒王太鼓は、社会教育団体諸事業として補助金を 11 万円交付させていただいている。駒王太鼓の活動内容については、委員さんご案内のように、嵐山のいろんなお祭り、夏祭りとか嵐山まつりや学童祭りとかコロニーのお祭りとか、いろんなものに活動していると。それらについては、社会

教育とか生涯学習の振興に資する活動として、教育委員会として 11 万補 助をさせていただいております。聞くところによりますと、設立は平成2年4 月のことで、設立の目的は嵐山町の歴史、文化を理解して駒王太鼓の振興 と普及に努め、新しい町の文化の創造と活性化を図るということで、この設 立の経過等については正直詳しいことは私はわかりません。しかし、書類等 見せていただきますと、平成2年にふるさと創生事業として、当時の太鼓と かどらとかほら貝あるいは笛などを当時の町長さんから駒王太鼓を愛する 会の会長さんに引き渡しというところから始まったようです。それで、今回の 一般コミュニティー助成事業 250 万についても、教育委員会経過ではなくて 町直接のようでございますので、町との関係と位置づけとなると教育委員会 としては詳しいことわかりませんが、教育委員会の立場とすると、子供たち の活動もありますし、伝統の和太鼓の育成、継承ということもありますので、 生涯学習、社会教育の観点に資するということで補助金を交付させていた だいております。

教育委員会の答弁とさせていただきます。 以上です。

- ○河井勝久委員長 松本代表監査委員。
- ○**松本武久代表監査委員** 監査委員に対するご質問でございますけれども、 お答え申し上げたいと思います。

お尋ねの埼玉県、あるいはまた比企郡監査事務研究会でのお尋ねの件

でございますけれども、お説のように比企郡監査事務研究会、あるいはまた研究協議会、そしてまた県には埼玉県町村監査委員会協議会というのがございますけれども、それらでそれぞれ抱えている諸問題について個別の議案として審議をしたことがあるか、あるいは協議したことがあるかということでございますけれども、特にそうした個別の事案については協議したことはございません。専ら両協議会とも研修会、あるいはまた講習会でございますけれども、法制度、自治法等が変わりますとそうした問題について講師を派遣をいただいて講習しております。

ちなみに、昨年は比企郡の研究協議会については地方自治体の自己財源の確保についてというふうな議案と、あとまた財政健全化法案に対する講演をいただいたわけでございます。

そしてまた、全国の研修会というものが東京でございました。それには1 泊2日の研修でございますけれども、私どものところは近いものですから、 初日についてはバスで行って、これは義務づけて参加しておりますし、次の 関係につきましては自由参加というような形で数多くの方が2日目も参加し ております。また、県外研修があるわけでございますけれども、それには出 ております。

また、埼玉県では年研修が1回ないし2回ございまして、昨年は今問題になっております包括外部監査及び個別外部監査の導入についてというふうな講習に参加をいたしました。なぜそういうふうな事案として、あるいはま

たそれぞれの抱えている自治体の問題点が必ずしもないわけではございませんで、あるのだと思いますけれども、どうしてないのかなというふうに私も不思議には思っているのですけれども、やはり自治体ごとに余り内容についてつまびらかにしたくないというのが恐らくあるのだなと思うのですけれども、そんなことが一つの要因かなというふうに、これは私なりの考えでございますけれども、あります。そんなことで、雑談的には若干ございますけれども、正式な議案として、あるいはまた討議材料としてやったことというのはございません。

そしてまた、お尋ねの他団体への対応でございますけれども、前回のときにも何かご質問いただいた経験がございますけれども、監査委員として、そうした外部団体についての監査は入るわけでございますけれども、やはり公益的なものにつきますと私ども決算資料はいただきますけれども、個別に調書あるいは証拠書類をとって監査するということは今までかつてなかったと思いますけれども、私のときにもやった経験ございません。と申しますのは、やはりそこにはそれなりの事業計画を立てながら、役員さんがおりまして、その合意によって事業が展開され、そしてまた監査委員さんがおりますので、それらを綿密に審査をして監査報告として決算書ができているのだな、そんな思いでございますけれども、そうしたこともありましてなかなかそこまでは監査が及んでいないというのが事実でございます。

そして、渋谷さん勉強されてよくご承知、私よりも熟知しておりますので、

外部監査の関係でございますけれども、私今嵐山町の条例を見ておりませんので、そうした外部監査の導入についての条例が制定されておればできるのだと思いますけれども、監査委員の申し出によるということ、あるいはまた議会からの申し出、そしてまた町からの申し出、そしてまた住民による申し出があればそれはできるのではないかと思いますけれども、特に今差し当たって監査委員から私どもでは無理だから、外部監査を導入したらいかがなものかというふうに町のほうに申し出することについては、まだ検討はしておりません。

お答えになっているかどうかわかりませんけれども、私からの答弁とさせていただきます。

- ○河井勝久委員長 渋谷委員。
- ○渋谷登美子委員 まず最初に、駒王太鼓の位置づけなのですけれども、 駒王太鼓は資産自身は駒王太鼓一式と駒王太鼓の衣装一式は町の資産 として上げてあるのですね。ということは、駒王太鼓愛好会のみのものでは ないというふうに考えるのですけれども、その管理についてはどのようにな っているのか。そして、かつては駒王太鼓に関しては、鎌形小学校があった ときには鎌形小学校のクラブ活動があったと思うのですけれども、今現在は 駒王太鼓は駒王太鼓愛好会のみが利用しているという形になっていますけ れども、嵐山町にも実はそれなりに太鼓を演奏するというのですか、私は太 鼓というのは駒王太鼓にしてもあれにしても伝統音楽というよりは現代音楽

に近いものであるなというふうに、現代音楽というか、現代モダンダンスというか、そういうふうなものに近いものだなというふうに見ているのですけれども、駒王太鼓一式のまず管理のあり方として、駒王太鼓愛好会だけのものではないというふうな形を皆さんにお知らせして、そして借りたい方は借りれるような形にする。あるいは、例えば今ですと嵐だけが駒王太鼓の団体になっているわけですよね。そうではない、嵐と、それから川島小町というのですか、と駒王太鼓の3つの団体しか使っていないのですけれども、これとても大きな金額になってきますので、もっと使えるような形にしていくべきだと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

菅谷出張所と勤労福祉会館の関係なのですけれども、それは将来的にはという形で考えていいのだと思うのですが、今のシルバーのほうは決算書見なかったのですけれども、社協のほうは決算書を見ました。そうしたら、やっぱりかなり状況的にはよいなというふうに感じました。それと、見た感じではやはりこれは社協の場合は介護保険だけではなくて、いろんな事業もしているわけなのですけれども、介護保険の他団体の部分を見てみますと、他団体は介護保険は民間がやっていますよね。民間がやっているために、逆に言えば社協の場合は建物とかの住居費というのですか、それが非常に少ないので、競争力としてはあると思って見ているのですが、その点についてはどのような判断で、逆に言えばすごくあるのです。家賃とかそういったものがないわけですから、競争力としてはあると思うのですが、そこの部分が

うまく反映できていないかなというふうに思っているのですけれども、その点はどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

それと、入札の状況なのですけれども、これは私は今後のこともあると思うのですけれども、結果だという形だったと思うのです。でも、私はある程度政策的なものもあるなというふうに思っていまして、実はずっと見ていますと、その業者が言う地域の仕事をその業者がとっているというふうな感じもある程度見えてくるというふうに見えてあります。そうすると、逆に言えば総合評価制度にしていって、嵐山町のほうで環境問題とか、それから請負業者の問題とかも評価していくような形でやっていったほうが、単純に入札の金額だけでやらない方向のほうがよいと思っているのですが、その点についての考え方は20年度ではなかったわけなのですけれども、21年度はITによる入札ですよね。埼玉県の入札に入ったわけなのですけれども、そこの部分についての考え方を伺えたらと思います。

非常勤職員と正規職員の関係なのですけれども、これは言葉を忘れましたけれども、公務員の非常勤職による貧困というのは問題になってきていますけれども、その点についての考え方で、公務員と非常勤職員のかかわりについては考えられたことがあっての結果かどうか伺いたいと思います。

それから、他団体との決算との整合性なのですけれども、平沢土地区画整理組合の事情はわかったとしても、これはほとんど町事業を行っているわけですから、整合性がないといけないと考えているのですが、8,000 万近く

の差なのですよね、たしか。8,071万1,000円の差があったわけなのです よね。これの解消というのはどのようにお考えになっているのか伺いたいと 思います。

それから、監査委員の関係なのですけれども、私は特に今回の決算の中で、団体への補助金の中で既得権を持っている団体もかなりあるかなというふうに考えています。それについては、今町で監査をすることが、集中監査をするべきで、団体全体について団体の補助金の中で10%カット、20%カットという形ではなくて、本当に必要なものにはきっちりした補助を出していくべきであるし、そうではない既得権的な団体の補助金であるならば、それを見直さなくてはいけないと思うのですが、それについては町長が集中監査にお願いするか、あるいは外部監査を委託するかになってくると思うのですが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

負担金についてもそうなのですけけれども、これは特に思ったのは防犯の関係の負担金ですけれども、そこら辺についての考え方を伺いたいと思います。

もう一つ、ちょっと戻るのですけれども、入札のことなのですが、私が見たのは嵐山町の入札にかかわるものだけだったのですけれども、平沢土地区画整理組合のことに関して言いますと、ちょっとこれはどうなのかなというふうな、これは落札率は見ていないのですけれども、落札している業者がやはり、嵐山町のものと一緒に考えて順番を追っていくと、やはり同じような傾

向が多分見られるのだろうなと思うので、その点についてもあわせて伺いたいと思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 安藤総務課長。
- ○安藤 實総務課長 非常勤職員と正規職員の関係でございますけれども、たしか昨年も渋谷委員さんにこの点について質問いただいたわけですけれども、町ではいろいろご指摘をいただきまして、昨年からだったと思いましたけれども、給与面の改善、それから雇用面の、休暇制度、それの改善、法に基づく形での改善、こういったことをやらせていただきました。あと今年からは、臨時職員といえども地方公務員でございますので、地方公務員法の適用を受けるわけでございますので、研修を年に2回実施をすることにいたしました。こういったことでございまして、先ほど申し上げましたように、非正規職員という言葉は余りよくないかもしれませんけれども、臨時職員さんあるいは非常勤の嘱託員さん、これらの方々にどういう就労面で改善できるものがあるか、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えております。以上です。
- ○河井勝久委員長 田□都市整備課長。
- ○田□淑宏都市整備課長 平沢土地区画整理の関係でございますけれども、 今回このような会計処理をしていたわけなのですけれども、組合と協議いた しまして今後検討させていただき、不合理な点があれば今後改善していき

たいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○河井勝久委員長 加藤教育長。
- ○加藤信幸教育長 お話のありました愛好会の太鼓BGに保管して練習して、子供会の嵐の会とか川島小町とか使っておりますけれども、いずれにしても経過をたどると町の財産でありますので、ではほかの人も使えるなら使っていただいたらどうでしょうかというご提言ですけれども、町の財産ということで難しいところはあるかもしれません。会費、補助金で運営しているところで、練習日程であるとか、いろいろなものの修理とかあろうかと思いますけれども、町のものは効果的に活用するということが大きな趣旨ですので、愛好会の皆さんと話し合ってみて、どういうことができるのか、課題があれば何かということは情報交換して協議していきたいと思います。
- ○河井勝久委員長 高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** 社協のお話ございましたので、ちょっとその辺お答え申 し上げたいと思います。

決算を見ていただいたということで、やはり今渋谷委員お話しのように、 一時に比べてかなり力がついてきたというのはどういうことかと申しますと、 介護保険の事業所として例えば居宅介護、訪問介護、福祉用具、こういう事 業所、そして平沢のひだまりの丘で行っておりますデイサービスあるいはグ ループホーム、この辺が順調に推移をしてきているというふうなことかなと思 っています。特にひだまりの丘のデイサービス、グループホームは一定の土 地と建物を購入しましたもので、これらの返還も何とかここのところで見通し が立ってきたというのも大きな要因かなというふうに思っております。

ただ、一方法人運営を見た場合には、これはなかなか寄附金だとかいう ものが原資になっておりますので、なかなかそう簡単にはいかないかなとい うふうに思っております。ただ、このところかなり人件費については、今町か ら派遣している職員のみの人件費しか補てんをしていないということでござ いまして、そのほかの社協の職員の人件費はいろいろな事業所等によって 今生み出しているというふうな状況です。ただ、このところやっぱり介護保険 の事業の見直しというのもかなり行われておりまして、これも3年をたって一 定の方向出てまいりました。したがって、今後もやはりそれなりの力というの はかなりできてきているのかなということで、いずれは独立をしてやれるよう な形に持っていきたいなというふうに思っております。いずれにしても職員あ るいはヘルパーさん等、皆さん頑張っていただいて、その結果が今こういう 形になっておって、できるだけその辺についても還元できるものは今年も還 元をしていきたいということで、ある措置をとったところでございます。いずれ にしてもできるだけ独立をしながら力をつけてやっていければというふうに 考えております。

入札の関係ですけれども、やはり 20 年度は先ほど申し上げたような形ですけれども、21 年度は一般競争入札 1,000 万以上についても、すべて1,000 万以上については一般競争やるということになっておりまして、ここ

のところその辺がなかなかまた逆に難しい面も出てきております。どういうことかと申しますと、参加をする業者の数が少なくなってきてしまっていると、逆に。したがって、その辺についてはもうちょっと範囲を広げて、町内業者に限っての地域要件だけではなかなかうまくいかないかなというふうなことも最近なってまいりまして、その辺はまた新しい展開をしていかなければいけないかなと思っています。

先ほど落札率だけで考えるのではなくて、総合評価方式を導入してそれなりの方策もというふうなことでございまして、それはそういう方向が私どもも考えられるのかなというふうに思っております。ただ、現実的に総合評価がまだ進んでいないというような状況でございまして、県のご指導等もございまして、総合評価についてはそんなに先寄らずに各自治体も取り組んでいかなければいけないかなというふうに考えています。

また、電子入札も今年度から一部実施をしていこうということで、町内業者に対しての説明会も行いました。ただ、今年は試行的にやっていこうということでございまして、次の入札のいわゆる参加申し込みというのが2年後にまた来るわけですけれども、そのころは全面的なITというような形になっているのかなというふうに思っています。ただ、それにはそれなりの町内業者にも勉強していただくとか、講習をしていくとかいうようなことをバックアップしなければかなり難しい面もございますので、その辺については今後商工会等も通じながらやっていきたいなと思っています。

平沢区画整理の入札、私結果的なものは見てございませんで、これはいわゆる組合が行った事業でございますので、私のほうから今、ちょっと内容も見てございませんので、どうこう言うことは差し控えたいなと思います。 以上です。

- ○河井勝久委員長 松本代表監査委員。
- ○松本武久代表監査委員 ちょっと申し上げなかったことが1点あるのですけれども、というのは今まで監査の比企郡監査事務研究会なんかの会議なんかのときに特別な事案として出したわけではございませんけれども、よその市町村の方々はほとんど有識者が多いのです。それで、財務監査が中心になってやってきたのですけれども、最近やはり行政監査もやるべきではないかというふうな考え方が、雑談の中といいますか、話し合いがありまして、これからはそういうものにもやっていく必要があるのではないかな、こんな話の申し合わせがございました。特に嵐山町については、補助団体あるいは町から出している団体ございますけれども、こうした団体については、毎年毎年大きなものから、あるいはまた全部ではございませんけれども、決算書等、あれはちょうだいして見ております。すべて見るわけでもありませんので、昨年見たものについては違う団体、あるいはまた大きなものについては継続して毎年見るというふうなことで見ております。

その内容でございますけれども、中には確かにもう目的が達成できたの かなというふうに考えられる団体もないわけではございません。しかし、そう いうことを聞いてみますと、私どもの感覚と、またそれに携わる団体の感覚というのが若干ずれがございまして、主観的に私たちはどうかなと思っても、その団体に言わせると必要なのだよと、こういうふうな方々がおるのです、こういうふうな考え持ってやっているのですよと、こんなふうな意見がありますので、その辺については町へも今後若干検討を加えるべきだなんていうことは、文書化はしませんけれども、申し入れはしております。これからやはりそういうものにも目を向けて、もうちょっと行政監査ができればなと、こんな思いで考えておるところでございます。

以上でございます。

- ○河井勝久委員長 岩澤町長。
- 〇岩澤 勝町長 監査の件に関連をしまして、防犯の負担金から発しているわけでありまして、暴力解除推進協議会というのを事業の一つで、これは昨日でしたか、決算審議の中でお話がありました景品について多分に疑念をお持ちのようでありまして、それから端を発しているのかなという感じもしているのですが、委員さん既にご承知と思いますけれども、暴力排除推進協議会というのは、今までは3つの組織がございました。小川警察署管内で薬物乱用ですとか暴力排除ですとか、それから地域安全の青少年の健全育成から、いろんな3つの団体がありまして、それで警察署を中心として活動しているものであるので、1つにしていこうではないかという考えが、意見が出てまいりまして、それが集約をされて1つの組織としてきたわけであります。

その1つの組織として、それを3つのものを1つにしたわけですので、それぞれのところの意義が低下するようではいけないというので、1つ大きな大会をそれぞれがその年、その年計画をして、そこを通じてこの3つの団体であったものが成果が出るようにやっていこうということでやってきているわけであります。そして、それが小川町でやったり、また嵐山町でやったりということで交互にやってきているわけでありますが、そこのための人を集めるというのが本当に大変なことなのです。なかなか薬物乱用、今テレビで毎日流れていますけれども、そんなようなことがあってはいけないというのは、だれもわかっているわけですけれども、いざそのために人に集まっていただいて、どういうことがどうなのだというのを啓蒙していく、そこに集まっていただくというのは大変難しい。それらを3つにしたのだけれども、なかなか集まらないわけです。それで、小川だけでやっていたのだけれども、今度嵐山町でもやってくださいよというようなことで、嵐山町でもやることになった。

そういう中で、決算審議の中でもありましたけれども、芸能人の人に来ていただいたりというようなこともやってきたのだけれども、そういうことでもないだろうということで、嵐山ではああいうようなことをこの構成団体の中で決めて、小川、嵐山、ときがわ、東秩父、これらの中から選出をされているいろんな団体から出ている人たちの中で検討していただいて、それでああいう方向をとってきたということでございまして、それらのことを外部監査の人にお願いをして監査をしていくことの必要性というのは、私は現在感じておりませ

ん。と申しますのは、この構成している3町1村の理事さん、それから監事の皆様、顧問の皆さん、そして会長、副会長、これらの中で本当に慎重に話をして、しかもそこのところに小川警察のご指導いただきながら、あるいはまた今言いました薬物防止の県の組織の方をご指導いただきながらやってきているわけでありまして、その内部についても予算が3つのときに比べても少なくなっておりまして、そういうこともありまして、監査について改めて外部の人にお願いをしてというような考え方は、改めて申しますけれども、ありません。

それと、外部監査というのも確かに必要なものについては必要でしょう。 これから、今代表監査委員さんからお話ありましたけれども、監査の中身、 いろんな行政の事務事業というのが大変複雑多岐になってきておりますの で、今までと変わった形で見ていただかなければいけないというのはよくわ かっております。しかし、外部監査に関しまして、県内でも3つ、4つの大きな ところでやっているようでありますけれども、さいたま市なんかを調べていた だきましても、大変なお金をかけてやっているわけです。それで、そこのとこ ろまで、例えば暴力排除のところの監査だけ外部監査をお願いをしてやる 状況にあるかどうかという個々に考えていったときに、まだ嵐山町の中では そこのところまではない。今おっしゃったように、お願いをしている監査委員 の皆様方にしっかり見ていただく、それで十分事足りていくのではないかな というふうに思っております。それだけ監査委員の皆様方、長い時間をかけ てしっかり監査をしていただいておりますので、監査の皆様に感謝をしながら、今の状況で当面は見ていきたいというふうに、外部監査をお願いをする 考え方はございません。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 駒王太鼓愛好会の関係なのですけれども、駒王太鼓 一式に関しては嵐山町のものですよね。駒王太鼓愛好会は、嵐山町ではな いわけですよね。そこのことに関しての管理の仕方なのですけれども、駒王 太鼓愛好会が全部管理をしているのであるのならば、ほかの団体は、太鼓 の団体は嵐山町では要らないよというふうに等しいように思うのです。私が 知っている限りでは、何人か、駒王太鼓ではない方たちで太鼓をしている方 たちもいます。でも、それは結局駒王太鼓が使えないので、嵐山町に来ると きは別の太鼓を借りてくるか、そういうふうな形でやっているわけなのですけ れども、でも嵐山町であるのならば、例えば学童保育で駒王太鼓のような太 鼓をしてみたいとか、そういうふうな部分もあると思いますし、ほかにもあり ます。駒王太鼓愛好会に太鼓自体を独占するという形が、今までの経緯か らして、私はどういうふうに考えたらいいのかな。嵐山町と駒王太鼓愛好会 とは一体のものではないわけですから、その点についての考え方は、管理 の考え方、貸し借りの考え方に関しては、はっきりしたものを出しておかない と、規定なりなんなり、要綱なりをつくっておかないと、今後、駒王太鼓愛好 会が解散した場合、それだってあり得るわけなのですから、その場合の太

鼓の管理というものをどのように考えていくのか。鎌形小学校があったときには、少なくとも鎌形小学校のクラブ活動に駒王太鼓を使っていたわけですから、そういったことを考えますと、今は学校教育の中でも私はこれは伝統文化とは思っていないのですけれども、駒王太鼓自体は伝統文化とは思っていないのですけれども、そういった形でもっと一般的に、高いものですから、広めていかなくてはいけないと思うのですが、その点についての考え方をもう一度伺いたいと思います。

それから、監査委員に関して、外部監査というか、私が特にお願いしたいなと思っていますのは、監査委員さんができるのならば、していただけることができるのならば、それはしていただきたいと思うのですけれども、今団体補助金の中で、私も決算のときにすごく話をしたと思うのですけれども、団体補助金の中で既得権を中心とした補助金というのがあると思うのです、やっぱり。それは横並びであったり、前例踏襲であったりするわけで、それが少しずつ減ってきたからと言いながら、減ってきたから、それでいいではないかというふうな形ではもういかない、嵐山町の現状を見ていますと、いかない状況になっている。例えば学校のスポーツ補助金ですか、あれは65万円ぐらいだったと思ったのですけれども、それは最初は嵐山町は保護者から取っていなかったですよね。それを取るようになりました。だけれども、既得権としてある補助金に関しては、それをずっと続けているという事態がやっぱりあって、今の行財政改革の中で10%、20%という形でのカットでは

なくて、本当に必要なものとそうでないものを見直していかなくてはいけない。 だから、外部監査あるいは集中的に比企郡市監査委員事務研究協議会な どで一緒にその団体補助に関して監査できるのであるならば、そうしていた だきたいし、この安い金額の監査委員さんの報償費の低額な金額の中でこ れだけの集中管理をしていただくのは申しわけないかなと思っていまして、 外部監査をというふうな形でお願いしていて、特に団体補助金に関しては、 負担金に関しては、ちょっとごめんなさい。先ほど問題があると言ったので すが、負担金に関しては難しいのかなと思うのですけれども、団体補助金に 関しての補助に関して、私は外部監査を委託することが難しいのならば、監 査委員に関して別途の費用をお願いして、そして集中監査をしていただくべ。 きだと思うのです。これは、順番にやっていただいているということなのです けれども、やっぱり各シルバーにしても、それからほかの団体にしても、補 助のあり方と行政監査を一緒にしていかなくてはいけない時代に来ていて、 委託金はこれから多くなっていますよね。そういったことも民間に対しての委 託ならば仕方がないのですけれども、嵐山町の内部グループ的な補助金に 関して、嵐山町の団体の補助金に関してはやはり集中監査をしていかなく ては、横並び、前例踏襲はずっと続いていきます。ほかの自治体では、例え ば我孫子市でしたら、住民全体が監査、行政改革をもう一度全部見直すと いう形をして、そして無駄があるという形で指摘してきた、指摘できたという こともあったのですけれども、特に既得権に関しては非常に抵抗があります

から、そこの部分での監査がしにくい。そこをどういうふうにしてやっていくか、 町長に伺いたいと思います。私は、あえてどこが既得権でお金を取っている というふうな形は言いません。でも、それは監査するべきであると考えます。 〇河井勝久委員長 それでは、答弁お願いします。

加藤教育長。

- ○加藤信幸教育長 駒王太鼓については、先ほど申し上げましたが、ここで設立 20 周年で今年の4月に記念公演も開いた、そんなような実績があると思いますが、ここで設立あるいは町との関係等も経緯も整理をしながら、お話のように楽器の、太鼓の管理の仕方、それからほかの人たちへの活用、使用の仕方等について整理して、一定の方向が出せるように、保存会の方とも話をしながら、検討させていただきます。
- ○河井勝久委員長 岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 監査の件ですけれども、町内の補助団体、それから外部の例えば今言っている防犯、排除というようなものについて、2通り話しいただいているわけですけれども、外部の監査というか、町内の団体については、幾つですかね。すごい数があるのです。教育から警察のほうから農業から交通安全からというような感じで広いものがありまして、これらについては毎年真剣に各中でやっていて、それで予算についても、もう絞っても出ないのではないかというような状況のところまでそれぞれの団体が来ております。ですので、そういう中で監査というのを広域、それぞれの関係をする人

たちに監査をしていただいて、その組織として総会を開いて、経過をやって きている。それと、もう一つ、今の中の社協ですとかシルバーですとか、町の 中でもそういうようなものについても、今までの監査の方式でなくて、監査委 員さんにしっかりその行政、仕事の中身まで見た形の監査をすべきだという お話ですけれども、まさにそれはそのとおりだと思うのです。そういう方向に 行かなければいけないと思います。ですので、そういう方向を順次そういう 中で取り入れていけるように、そうやっていっていただきやすいような状況を つくっていかなければいけないというふうには思っていますけれども、すぐそ ういうもので、どこがどうできるということがここのところではすぐお答えでき ませんけれども、方向とすると、内部をしっかり見ていってやる必要がある。 千葉のほうでも大きな問題になっておりますので、いろいろ今までのままで、 そのままでやっていけばいいのだというふうには決して思っておりませんの で、これから監査の方法についてもしっかり検討をしていく必要があろうとい うふうに思っています。

○河井勝久委員長 この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時09分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番委員、清水正之委員。

○清水正之委員 今、私、「地域再生」という本を読んでいるのですが、その 中で地域を活性化させるには地域の宝物を探すのだという内容が出ている。 町長のこの間の行政運営の中で、では町長の宝物というのは何なのだろう かというふうに考えたとき、私は、1つは地域住民かなというふうに思います し、もう一つは職員ではないだろうかというふうに思うのです。そういう面で は、この間、住民参加という点では、町長の例えば防犯の関係では、決算 の中でも 1,600 人近くがそれに参加をしているというふうになっていますし、 地域コミュニティーでは21団体がこれにつながりはあって、地域の活性化と いう点で進めてきているというふうに思うのですが、そういう中で今回、例え ば1つは職員の健康の問題ですけれども、ここ数年メンタルヘルスという形 で職員の健康を守るための事業が数年間取り入れられてきました。そういう 面では、1つは今年度事業の中で、国のというか、緊急対策の面があって、 繰越明許が大分ふえました。そういう点では、ハード事業だけではなくて、ソ フト事業でも福祉の中の事業が幾つか取り入れられてきている。そういう点 では、職員の負担というのが非常にふえてきているかなというふうに思いま す。その面では、1つは残業の面で、19年度対比で約90万、残業が今年 ふえてきました。同時に、職員の手当からすると、ちょうど手当の部分が載 っていましたので、約2,000 万減額をされているというふうに思うのです。 町長は、施政方針の中で、16年対比で1億円の削減をするというふうに言 っていました。先ほどの渋谷委員の質問の中で、現在の職員数が私 153 だ

と思っていたのですけれども、150という話があったのですけれども、この職 員の人数は、集中改革プランによると、153であれば、平成22年度の達成 目標になっているわけです。同時に、平成16年には職員数168人いたわ けですけれども、それを毎年毎年削減をし、仮に 150 だとすると、既に 22 年度目標を突破しているというふうになると思うのです。そういう面での職員 の負担がかなりふえているのかなというふうに思っています。民主党政権が 16 日にできるということで、地方分権をより一層充実させるという面では、 今後分権そのものが市町村におりてくる可能性も多大にあるというふうに思 いますけれども、そういう中で、先ほどの話ですと非正規、いわゆる臨時職 員が82人ということになると、嵐山町の職員の中の3分の1は、3人に1人 は臨時職員ということになってくるのだそうですね。やはりそういう面では、 自治体そのものの役割からして、これだけやはり職員数が減って、臨時職 員に頼らざるを得ない、そういう行政が果たしていいのだろうかというふうに 感じるわけです。臨時職員の関係はさておいて、職員の健康という点では、 先ほど時間外についてはお話をしましたけれども、こ**の**間、土曜開庁、20 年は隔週でやられていたと思います。この土曜開庁の職員の対応、それか ら特に教育委員会の生涯学習課の休日、日曜、祭日の出勤の休暇の対応、 それから総体的な年休の取得状況をまず最初にお聞きをしておきたいとい うふうに思います。

それから、2点目ですけれども、もう一つは住民の健康という面を考えた

ら、私は健康増進センターの活用をきちっと職員体制を置いて進めていくべきだというふうに思います。包括支援センターの職員が20年度4人という報告もありました。決算書の中では、健康福祉課の健康増進センターの仕事をしている職員が6人だと思います。そういう面では、健康増進センターを中心にした住民の健康というものをそこから発信していくということが大切になってくるのではないかな。ましてあれだけの施設がある中で、そこに職員が、悪い言い方をすると、電話番の職員がそこにいるというだけでは決して住民の利益にはならないというふうに思う。そういう面では、あの健康増進センターを中心にした住民の健康管理をしていく、そういう行政の発信をあそこからやるべきだというふうに私は考えるのですが、どういうふうな形で考えているか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上2点です。

○河井勝久委員長 答弁お願いします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2点のお尋ねかと思います。

最初に、職員の健康ということでお尋ねがございました。まさにそのとおりでございます。地域の宝は何だという話ありましたけれども、まさに職員、地域の皆様と一緒になって、そして職員の皆様に力をかしていただいて、力を発揮をしていただいて、地域を皆さんが感じていただいてやる仕事、これが両輪で行かないことには町の行政サービスというのは向上ができないわ

けでございます。そういう中でお尋ねでございますが、年休の取得状況ということでございます。なかなか忙しい中で仕事をやっていただくわけでございますので、それがどんな状況かということでございます。職員の人数については、今お話しのように 150 人、82 人ということでございましたが、そのような形で少々人数的には動きが多少あるわけですけれども、そういうようなところで、3分の1というところが実際短時間でお願いをしている人たちにそれだけ多くなってきております。年休の取得ですけれども、嵐山町におきましては、嵐山町の状況は、1人当たり、19 年で 14.7 日、20 年度で 13.9 日という結果が出ております。それから、取得率についてはそういうことでございます。

もう一つ、健康増進センターの利用について、それから町民の健康というものをどういう形で対応していったらいいのかという考え方で、健康増進センターを健康づくりの拠点として、そこから健康づくりのことを発信をしていくのがよかろうということでございます。どこかでそういうものを強力に発信をしながら、町民の意識を上げて、健康についてのお考えをしっかり持ってもらう、個々に持ってもらう、これが一番大切なことでございます。それで、清水委員さんおっしゃるのは、増進センターを職員を置いて、そこのところをやっていったらいいのではないかということでございますが、町民の健康をどう維持するか、その具体的なやり方というのがいろいろな考え方があるわけです。嵐山町とすると、健康増進センターというものをつくって、それで委員

さんおっしゃるような形で、そこへ職員を配置をして、健康事業を行いながら やっていくのだということで進めてきたわけですけれども、ご承知のように、 今お話がありましたけれども、職員の人数というのが、人口がどんどん減っ ていく中で職員の人数も減ってきております。そういう中で、今までは水道庁 舎の山の上のほうにいた人たちも来ていただく、あるいはBGの体育関係の 人も中に入っていただくということで、職員に庁舎の中に集まっていただくと いうことで方向を定めて、今やってきております。それはなぜか。これから人 口減少の時代を迎えて、それで職員が減っていく中で、戦力をあちこちのと ころに散らばらせていくということが、より仕事をやっていく上で、できていく ことなのかどうかという基本的な考え方を私とすると持っておりまして、やっ ぱり戦力は固める、まとまる、そういう形で行ったほうが町民要望にこたえら れるのではないだろうか。戦力を分散をさせる余裕が今度はないのではな いかというふうに思っております。

そういう中で今年もこども課ですとか、それから企業支援課等にやってきているわけですけれども、これからも国の方向がどうなっていくのか全くわかりませんが、そういうものに対応しては、やはりまた内部もつくりかえなければ、動かさなければいけないということになってくるかもしれませんが、原則としてはやっぱり戦力は固めていく、まとめていく、その中でお互いにどういう形でやっていったら仕事ができるだろうか。それで、そういう中で今年初めてやった中であります。よかったと言われているわけですが。税務課の税

務申告について、課を超えて税務申告に当たられる職員がその申告に当たっていただいたということで、今までにないことなのです。係を超えてというのではなく、課を超えてほかのところの人たちに集まっていただいて、それで税務申告に対応していただいたということです。

それで、今その健康についても健康福祉の窓口のところに来た人にしていただいているわけですけれども、町民要望にしっかりこたえるということで、こども課も子供のことについてはできるだけそこのところで一元化できるようにということでやっているように、健康についてもあそこのところの町民課のところからずっと動いていけば、そこのところで用はできるのだ。それで、ここのところをこういうふうにすると、大体まとまって歩くと、それなりの役場に来たいろんな仕事がというか、いろんなものができるというような形のものをこれからもやっていく必要があるのではないか。

それと、少なくなっていく職員がどうやってスキルアップを図っていただくかということが大きな問題があります。それには、分かれて、専門的にそちらのところへ行ったらこの仕事を専門的にやっていただいているのです、こっちのところへ来たらこれをやっていただいているのですというのでなくて、今課を超えてという話ありましたけれども、やっぱりいろんな仕事をして、それで机の反対側の人はまた違った仕事をしているけれども、そこのところで話し合ったり、いろんなことでいろんなものの情報交換をする中で、あそこの仕事は今こういう状況だ、こういうことが今問題が多いのだというようなこと

を常日ごろから自分の仕事以外のことを関心を持ちながら、研究もしながら、話の中にそういうことを出していただきながらスキルアップを図っていただく、そういうことがよりこれから求められているのではないかなというふうに考えております。ですので、健康増進センターで何かをやるときには、今もそうですけれども、こちらからどどっと職員が行って、それで対応をしております。そういう形のほうが、これから先、人数がどんどん減ってくる、人口が減ってくる時代に対しては、より効果的な町民サービスができるのではないか、そちらのほうがいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

[「土曜開庁の勤務と休日出勤の対応はどうなっていますか」と言う人あり]

- ○河井勝久委員長 では、答弁漏れ、お願いします。
 - 岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 振りかえの取得率ということのお尋ねがありました。振りかえの取得率でございますけれども、平成 20 年度は 4.5 日に対しまして、振りかえの取得率が 88.7%でございました。ただし、とれなかったものについて、11.3%については 21 年度になってとっていただいておるという、そういう報告をいただいております。そういう状況でございます。
- ○河井勝久委員長 清水委員。
- ○清水正之委員 1つは、振りかえの場合は、私は全部やっぱりとるべきだ

というふうに思うのです。それは、それをとらないと、2週間なり3週間なり続 けて出てしまう。非常に職員に対して負担になると思うのです。それは、もう 少なくとも1週間以内にとっていかないと、やっぱり健康を守るという点では 大変になってくるのかな。特に 20 年度はやっぱり仕事量が1つは多かった という面もあるのだと思うのです。同時に、質疑の中で、前倒しで職員を採 用するようにしているという話もありました。私は、150 人というのは、町が つくった行政改革の集中改革の達成プランでも 150 という目標は掲げてい ないのです。少なくとも集中改革プランの中での削減目標は 22 年度に 153 という目標です。そういう面からすれば、17 年度対比で町長は 16 年度1億 円削減するというふうに言っているのですけれども、17 年度の職員数から すると、168、17年度はあったわけですから、それからすれば18人も少なく なってきていると。これがやっぱり年休の取得率や代休の取得率というので すか、それに連動しているのでないかなというふうに考えるのです。だから こそメンタルヘルスが必要になってきている部分も、ここ数年そういった形で やられていますけれども、そういうふうにやらざるを得ない。先ほど町長が 住民サービスのことを言いましたけれども、事務的なサービスというのは横 の関連でできると思うのです。しかし、特に住民の健康を守るという点では、 それこそ保健婦もこの間ふやしてきているし、それから新しく包括支援セン ターという形での事業も展開をされてきている。この部分を横の関連ででき るはずはないのです。そういう面からすれば、やはりこの定数の管理計画が

かなり無理がいっているのではないか、その部分が職員に負担がかかって いるのではないかというふうに思うのです。先ほど言いましたように、150人 というのはもう既に 22 年度目標を超に経過している目標です。その部分が 職員に負担がかかってきているし、予算執行がされなかったり、あるいは繰 越明許になってしまったり、実際に 20 年度の事業でも防災訓練ができなか った。審議の中には乗っていませんでしたけれども、だれも出さなかったで すけれども、ふれあい交流センターの設計も翌年度に延ばす。やはり住民 サービスという点で考えれば、その計画された予算そのものをきちっとやっ ぱり遂行していくというのが住民サービスの一つの方法なのだと思うのです。 そういう点からすれば、やはりこの職員の定員の適正管理計画に無理がい っているというふうに私は思うのですけれども、その部分が職員の負担にか かってきている。まして3分の1が臨時職員ということになっていく中で、本当 に住民に向けたサービス提供という点では、やはりきちっとした形で私は見 直して、余裕のある仕事というか、そういう言い方が適当かどうかわからな いのですけれども、やはり職員が考えて実行するような計画も、そういうゆと りのある職員定数というのも私は必要なのだと思うのですが、それが住民 サービスにもかかわってくるというふうに私は考えますけれども、考え方をお 聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、健康増進センターですけれども、私は住民の健康を 守るのには、ここのところに、健康増進センターにいればいいということでは ないです。今嵐山町はすべてのところに地区の集会所もできていますし、そ この中での展開も十分考えられると思うのです。そういう面では、健康増進 センターを中心にしながら、各地区の集会所を利用しながら、住民の健康そ のものを守っていくような、そういう事業展開というのも今後必要になってく ると思います。確かに健康増進センターに職員を配置するだけではだめだ と思うのです。そういう面では、やはり長野県なんかでは、ヘルパーなんか は各地区に何 10 人という形を組織しながら、または保健推進員みたいな人 たちを各地区にかなり、100人、200人という形で組織をしながら村民の健 康を守るという事業展開をしているところもあります。そういう面では、先ほ ど宝物というふうに言いましたけれども、防犯での町長のノウハウを今度は 住民の健康を守るという点でのノウハウに切りかえていきながら、それこそ 健康増進センターを中心にしながら住民の健康を守っていくという事業展開 ができないだろうかというふうに考えます。考えをお聞きをしておきたい。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

〇岩澤 勝町長 最初に、職員の健康の問題でございます。ちょっと職員の 適正化計画というか、行革絡みのところで人員を減らし過ぎてきておるので はないか、計画がちょっと厳し過ぎたのではないかというお話でございます。 昨日だったですか、副町長のほうから説明させていただきましたけれども、 そういう方向で町では考えております。それで、16年、171名ということで、 16年4月から検討を始めまして、こういう清水委員さんお持ちの内容に沿っ

て進めてまいりました。それが今話のように、今 150 名というようなことでご ざいまして、22 年度の目標は 153 名ではないかと、それより時間が来ない のにいってしまっているよという話でございまして、まさにそのとおりになって しまっております。これは、募集をしたり、いろんな状況もあって、そういうこ とに推移をしているわけですけれども、そういうもの、その計画と、それから これから見直していきましょうという計画を 22 年度から5年間の計画を立て ていきたい。それには、説明を副町長のほうからしたような形のもので、今 後大量に定年退職を迎えることが見込まれている年度があるわけですけれ ども、そういう年度を前倒しで職員補充を行っていって、もう少しゆとりが持 てるような状況はとれないかという計画を策定をしていきたいというふうに思 っております。国の状況は、今度政権が移動いたしまして、国の人数をどう いうふうにするのか、金額をどういうふうにするのかという話があったわけで すが、きょうあたりの新聞見ると、人数半分、金額半分、それで2割削減をす るのだという話のような記事も載っておりますが、地方にももろに影響が出 てくるのではないかというふうに思うのですが、それとは別に、今嵐山町とす ると、委員さんおっしゃるように、ちょっと厳しい状況になってきている部分も あるかということもありますので、今言ったような形で22年度からの5年間、 新計画を作成をしていきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、健康増進センター、町民の健康にいかにアプローチをしていくかということなのですが、今おっしゃったように、嵐山町で今健康

についてどういう面が一番欠けているというか、欲しい面かなというふうに思 うのですが、それは委員さんおっしゃるとおり、まさにそのとおりなのですが、 先進地と言われているようなところに、保健師さんをはじめとする人たちが 身近なところまで接点があるわけなのです、役場まで来なくても。家庭のと ころに行って、いろんなことをやるとか、あるいは話を聞くとか、血圧測定が 近くでできるとかいうようなこと、また健康についての話し合い、相談、そうい うようなことがより身近なところでできるような体制がとれているところが、話 を聞いていきますと、先進県と言われているような、先進地と言われている ようなところになっているわけであります。それで、今まで嵐山町の健康に 対するアプローチの仕方というのは、健康診断というのに集まっていただい たり、あるいは妊婦の皆さんに集まっていただいたりというようなところに出 向いていって、やる。個々に対してなかなかアプローチというのはできない で来たわけです。そういう中にありまして、ここのところでちょっと今できてい ないのですが、めざせ 100 歳元気!元気!事業を行うときに、最初の時点 では、地域にその対象人数のところに出向いていって、どういう状況か、どう いうあれなのかというのを地域まで行ったときもあるわけなのですが、そうい うような状況からすると、全く地域の状況というのがより鮮明に行政のほうで 情報収集ができる状況にあるわけです。ですので、そういう体制がとれるの がベストだと思うのですが、なかなかとれないとしたら、今委員さんおっしゃ るように、保健推進員の皆様に違った形で今以上にご理解をいただいて、

そういうようなところに踏み込んでいくような策は見つけ出すことができない かというようなことで、そんなことも考えております。それで、現に今係のとこ ろでも本当にご苦労していただいているのですが、今度メタボ健診がありま して、それからその後の特定保健指導というようなことをやるわけなのです。 が、連絡はする、話は個々にするわけですが、なかなか参加をしていただけ ない状況にあるわけです。それは、やはり健康についての意識というものが、 まだおれは大丈夫だよというようなことにもなっていってしまっているのかな。 ですので、そこのところをそうでなく、電話をかけたり手紙を出したり、係では やっていただいているわけですが、なかなかできないというようなことがあり ますので、そういうものを今言ったように、地域の人たちの保健推進員の皆 様の手をかりたり、あるいはよりうちのほうから職員、保健師さん等に出て いっていただけるような体制がとれないか。より密着といいますか、接点を 持てるような対応をとる中で健康増進について意識を啓蒙していく、そして 実際に実践をしていただくような方法がとれればというふうに思っております。 ですので、ちょっと意見が合わないようなところもありますけれども、保健増 進センターに職員を数名あそこのところに置いて、それでというのでなくて、 やはり出ていく、委員さんおっしゃるように、地域のところで保健事業を行う、 こういうようなことになると特にいいのではないかなというふうに思っており ますので、そういう方向がどういう形であったらとれていくかを考えていきた いと思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 職員の定数管理ですけれども、22 年度からの計画をもう 一度つくり直すという話ですけれども、ではその 22 年度のベースにするの はどこなのですか。そういう面では、今時点が 150 ですから、150 をベース にしたのであっては、これはまた変わってくると思うのです。そういう面では、 20 年度は 155 なのですよね。20 年度は 155 人なのです。だから、そういう 面からすれば、155 人でも、今の状況であったら、では幾つをベースにする のだということになれば、157であったり、158であったりになってくるのかな と。そこから変えていかなかったら、22 年度の 153 をベースにするにしても、 これはもう21 年度の決算でわかるように、これだけ負担がいっているという ことになるわけで、どこをベースにして検討するかということが一つ大きなか ぎになってくるのです。そういう面からすれば、やはりこの適正化計画の中 では平成 17 年、168 ということから適正化計画ができているわけですけれ ども、私は少なくとも 160 前後から計画をしていかないと、これからの政権 がどういうふうな形で地方に押し寄せてくるかわかりませんけれども、そうい う面を考えて、やっぱり160 前後から計画を練り直すというふうにしていか ないと、町長が言っているように少数精鋭だと、住民サービスそのものにつ いては少数精鋭では絶対だめだというふうに思うのです。少数精鋭でやる のでは限度があります。短期間であれば、それはできます。町政そのもの

は、ずっと引き継いでいくわけですから、それはそれこそ適正化と言われる 適当な、本当に住民のサービスを進めていく上で、では何が適正なのかと いうのをきちっとやっぱり検証する必要があると思うのです。そういう面で私 は 160 前後からもう一度やり直す必要があるというふうに考えるのですが、 お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、今度は住民のほうの健康管理の問題ですけれども、いわゆる福祉サービス的なものは、どれだけのスタッフがそろえられるかだと思うのです。そのことによって、どれだけのサービスが提供できるかということになると思うのです。そういう面では、やはり防犯ではないですけれども、それにかかわっている人たちが嵐山町の中で1,600人近くいる。では、今度は健康管理の問題でどれだけの住民の人たちにそのスタッフに加わってもらおうかということが、もう一つの住民の健康を守るためには職員数プラスそれにかかわってくれる住民のスタッフをどう構築していくかということが必要になってくるかと思うのですけれども、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

- ○河井勝久委員長 では、安藤総務課長。
- ○**安藤 實総務課長** 現在の職員数、これについてちょっと誤解があるようですので、ちょっとご説明のほうさせていただきたいと思います。

先ほど渋谷委員さんに、非正規職員と正規職員の仕事量という中で、実際に嵐山町で働いている職員数、それが 150 人です。これは、嵐山町に籍

を置きながら派遣職員、それから育児休暇で休んでいる職員、これらを除いた実際に嵐山町役場で働いている人数、これが 150 人でございまして、定員適正化計画は嵐山町に籍がある職員も含みます。したがって、21 年4月1日現在は 153 人でございます。これは、定員適正化計画上は 155 人でございますけれども、これがその 155 人に対して4月1日現在の職員数は、適正化計画に対する職員数は 153 人ということでぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** 職員の採用計画について、私のほうから改めてお答え申し上げたいと思います。

いつの職員数をベースにしているかということでございますけれども、今 考えておりますのは、先ほど来お話が出ておりますように、22 年度の職員 数 153 と、これをベースに今後 10 年先ぐらいどうしていったらいいかという ことで今考えているわけでございます。ちなみに、近隣の市町村の職員1人 当たりの人口というのを見てみますと、これは 20 年の4月1日現在ですけ れども、嵐山町が職員1人当たり人口にして 130 人と、滑川町が 145 人、 小川町が 141 人というのが、そして川島が 123 人、吉見が 129 と、そんな 状況になっております。そして、我々が考えておりますのは、当面職員1人 当たり、今 130 人ですけれども、もうちょっと上げていこうということで今 135

人、これを中間年度として考えています。最終的には何とか職員1人当たり でやっぱり 140 人ぐらいを目標にしていったらいかがというふうなことで考え ているわけでございます。先ほど町長がお答えしましたように、今後1年間 に9人とか8人だとかいう退職をされる人が結構これから多い年数あるわけ なのです。したがって、今 22 年度 153、25 年度の定員適正化計画上の目 標は、先ほど申し上げました人口大体1万9,000人で考えたときに、1人当 たり 135 人を目標にすると、計算すると 141 人になります。これに教育長を 加えて 142 になるわけですけれども、これを 25 年度の目標にしています。 ただ、実際にそのときの職員数というのは、先ほど申し上げました調整をし ていくために 152 人を予定しています。いわゆる定員適正化計画上の人数 から 10 人ぐらいプラスになっています。そして、最終的な 30 年度には 140 人、職員1人当たり人口を考えてみますと、教育長を含めて 137 人というこ とですから、平成30年度の目標を一応137人というふうな形で、軟着陸と 申しますか、そんなようなことで今少し調整を図っていきたいなというふうに 考えています。

以上です。

- ○河井勝久委員長 岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 いろいろ職員の健康についてお考えいただきまして、ありがとうございます。そういう中でメンタルヘルスというのをやり出して3年目になりますか、2年目、経過をしてきているわけですけれども、そういう中で、い

つもどれぐらいな有体がとれているのかということが先生の関心事もあります。それで、嵐山町では 13.9 日という話をしたわけですが、ほかの全国の市町村の状況が 19 年4月1日から 12 月 31 日までで嵐山町が 13.9 日ですが、市の状況が 11 日、町の区分のところで 10 日、それから埼玉県でもやっぱり市で 11 日、町のほうで 10 日ということで、現状では嵐山町では 13.9 日、14 日近くとれておりますので、今のところではそんなにほかとあれではないかなという状況でございます。

それと、そのときにメンタルヘルスの講習会のときに、民間では何日ぐらいだと思いますかという質問があるのです。それで、そのときに3日、4日という話ありました。3分の1なのです。ですので、そういうような状況というのも、やはりこの役場に勤めている職員の人たちが外からはどういうふうに見られているのかというのも重要なことでございまして、町民はどう判断しているのか、そういうことも含めていろいろ検討しながら、今副町長が言ったような人数でこれから対応していきたい。

それと、基本的に短時間の方をお願いしているわけですけれども、その 短時間の人をお願いするに当たっては、課長のほうから話ありましたように、 町民サービスが低下をすることのないような形で仕事の上で考え、配慮をし た上でお願いをしているというような状況でございます。厳しい状況下であり ますけれども、できるだけ健康にも十分配慮をし、その上でサービスの低下 がないように今後もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。 以上です。

○河井勝久委員長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時 30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括の最後の質問、第8番委員、安藤欣男委員。

○**安藤欣男委員** それでは、4項目にわたってお伺いをしたいと思っています。

まず、行政展開、総合振興計画をもとにしてやっておるわけでございますけれども、平成20年度の予算案のときに、各章立てに対して、こういうですよという説明あったわけでございますけれども、結果としてどういう点が評価をするのか。振興計画をここへ来て見直しをすることが起こってきているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、2番目ですが、自主財源確保の重要性というのはますます高くなっております。ただ、しかしながら去年の経済危機以来、大変な経済状況に景気下支えを政府は一生懸命やってきたわけですが、依然として厳しい状況です。不納欠損が発生し、それが多くなってきている。今後多くなってくるのではないかなというふうに心配もするわけですが、収納対策で大変な

苦労もされていると思いますが、今後この収納に対してどう、不納欠損が多くなっているという部分を考えなければいけない、収納対策をやはり考えなければいけないのではないかと思うのですが、今のやり方でいいという考え方なのでしょうか。

それから、自主財源確保ということになりますと、企業誘致のこともありますが、法人税の落ち込みもかなり起こっておりまして、これなどの不納欠損になる要素が大変多いというふうにも思っておりますが、これらの対策についてもどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、3つ目ですが、公用車管理事業についてなのですが、軽自動車が大変ふえてきて、所有台数の半分ぐらいは軽自動車になってきておりますが、リースもふえております。この中で昨年、20年度、年度末だと3台減らしているわけですけれども、公用車の所有台数、これについてはどういうところのを減らしたのか、かつまた減らして問題がないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、管理の方法でございますけれども、それぞれ運転記録を車ごとにあるのではないかと思うのですが、その実態についてお伺いしたいと思います。

それから、4番目ですが、小型合併浄化槽設置事業の結果を踏まえますと、2基だったと。21 年度も 10 基は計画をしているわけですが、そうは言いながら全体的には 34 基だということで、新築住宅についてはこれだけ、新

築住宅については合併浄化槽の設置事業に該当しませんから、あれですが、ただそうは言いながら、質疑の中でもありましたが、単独浄化槽が 809、くみ取りが 249 ということです。そういうことを考えますと、農村地域の環境向上対策というのは、この事業、小型合併浄化槽設置事業だけでは解決し得ないというふうに思うのです。町設置型の小型合併浄化槽設置事業に取り組むということも前からあったわけでございますが、なかなか財政的な問題もあるということで、この事業には踏み込んでいけません。今後、そうは言いながら、農村部と都市部との格差というものは、このまんまではどうしようもないぐらい格差が広がる。下水道区域内はまだいいわけですが、外の環境対策について、見通しというか、その辺も含めてお伺いできればと思います。

以上でございます。

- ○河井勝久委員長 中西税務課長。
- ○**中西敏雄税務課長** それでは、2番目の収納対策ということでお答えします。

納税通知書を発送して、まず納期があるわけですけれども、その納期を 過ぎてから 20 日たってから督促状を出しているのですけれども、督促状を 出した後にまた納税がなければ、職員で自宅のほうに、臨宅という形になり ますけれども、何しろ現年をとりあえず取っていくと、そうすれば滞納も減っ ていく形になると思うので、収税担当以外でも、課税担当も含めて臨宅徴収 に伺って、あとは納税者の実態調査等をしながら進めていきたいと思っています。いずれにしても、納税については町民の納税意欲の向上等も、あと理解を得ながら進めていきたいと思っております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 安藤総務課長。
- ○安藤 實総務課長 公用車の管理の関係でございますけれども、昨年バスが2台、それから第1庁用車と3台廃車をいたしまして、2台、2台ともリースでございますけれども、リースで2台ふやしております。ですから、差し引き実質的には1台減というふうな内容になっております。

それから、公用車の運転記録の管理でございますけれども、それぞれ公 用車の中に運転記録簿が備えつけてありまして、そこに走行距離、それか ら乗車人員等を記載をしていくと。それから、月に1回、月初めに集中的な 点検を行っているということでございます。

以上です。

- ○河井勝久委員長 高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** 小型合併浄化槽の関係について、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今後どうしていくのかというふうなことでございます。このことについては、 今までいろいろ議論があるところでございますけれども、町の全体的な今公 共下水道、現在認可をしていただいております区域の事業が順調に進んで

おりまして、今主に川島地区が中心になっております。恐らくあと3~4年で 一段落するのかなと、基本的に公共下水道エリアについては。したがって、 今お話しの小型合併浄化槽、いわゆるその他の区域をどうしていったらい いかというので、これについては前にも申し上げておりますように、基本的 には市町村設置型の合併浄化槽の事業を行っていったらどうかというふう に考えています。ただ、財政的な面もございますので、これについては今浄 化槽の調査も行っています。したがって、準備期間に多少時間はかかるか もわかりませんけれども、今の私どもの計画ですと、できれば 23 年度とか4 年度ぐらいには一定の方向ができるように早目に考えていきたいなというふ うに思っています。予算上は来年度ちょっと厳しいということもございまして、 できればその次の年度あたりから事業化に向かっていけばいいのかなと思 っています。ただ、実際に事業をどうやっていくかというのが一つの課題でご ざいまして、できるだけ町内の事業所が行えるような何か方策がとれないか ということで、その辺についてもちょっと時間をかけて今研究をしておるので すけれども、何らかの方法を見出しながら、せっかく町内で事業を行うわけ ですから、町内の事業者の少し経済的支援でもできるような形がとれれば いいのかなというふうに考えております。いずれにしても、今申し上げました ように、公共下水道区域以外については個別の処理、個別の合併浄化の 市町村設置型というのが今望ましいのかなというふうに考えています。

以上です。

- ○河井勝久委員長 岩澤町長。
- ○**岩澤 勝町長** それでは、総振に関する内容についてお尋ねをいただきました。お答えをさせていただきます。
- 20 年度の達成についての見方をお尋ねをいただいたわけですけれども、 こういう経済状況をあれしまして、大変な特別対策が行われました。そういう ような件もありまして、決算でご審議をいただいておりますけれども、21年 度へ 17 事業、金額にして4億 7,000 万を超える金額を繰り越しをいたしま した。定額給付金ですとか、まちづくり交付金、これらのものでございますが、 そういう中にありまして、平成 20 年度の当初予算で計画をいたしました総 振の中で、どういうふうな形で行っていくかという基本的な考え方をとってお ります。それには、評価の基準といたしまして、公益性が高い日常不可欠な サービス、そして私益性、公私の私、私益性が高い日常不可欠なサービス、 そしてまた公益性が高く、日常不可欠でないサービス、また私益性が高くて 日常不可欠でないサービス、この4つの軸をつくりまして、そこのところでど こにどう入るのか、そしてどれを優先的に行っていくのか、そういう中で限ら れた予算の中でも選択と集中ということで実施をしてまいりました。午前中も お話をいただきましたけれども、町民の皆様の本当の多大なご協力と、それ から職員の皆様の献身的な努力によりまして、ほぼ計画どおり実施をでき ているのではないかというふうに思っております。ご審議いただく中でご指 摘もありましたけれども、ほぼ実施がされてきたのではないか、総体的には

そんな感じをしております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 安藤委員。
- ○**安藤欣男委員** 答弁漏れといいましょうか、振興計画を見直す必要があるというようなことがあるのかどうかということも気がしているのですが。

それから、税の関係で、法人の関係で景気が落ち込んで、厳しくなってきているであろうし、これはそれについての方向性というものはどうなのかというふうに聞いたつもりなのですが、それわからないというか、答弁漏れだというふうに私は思っているのですが。

- ○河井勝久委員長 では、中西税務課長。
- 〇中西敏雄税務課長 お答えします。

法人税については、本当に毎年、ここのところ落ちている状態ですけれども、これはいずれにしても今後は余り法人税は、景気がよくない限り、見込めないという形になっておりますので、税収の落ち込みという形になってくると思います。対策ですけれども、いずれにしても税収は落ち込むという形で、対策というのはちょっとお答えできません。すみませんけれども。

以上です。

- ○河井勝久委員長 岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 実施してきた中で見直しを考えているかというようなことで ございます。ご承知のように、この総振の最終年度が22年度が最終年度で

ございまして、新しくまた総合振興計画をつくるのか、また総振をやらないというような考え方もあるわけでありまして、どういうふうになるのかわかりません。ただ、前回の計画のときには2万2,000 想定人口でやってきたわけでありまして、それを2万ということで方向を途中で変えてやってきているわけですけれども、人口が……

[「そうじゃなくて、20 年度……」と言う人あり]

- ○河井勝久委員長 中身のことですか。
- ○安藤欣男委員 20 年度の事業を進めてきた中で、これは見直しを必要なものが起こっているのかどうかという。これから総振の見直しとか、そういうのではなくて、20 年、事業展開してきて、このところはもうどうも大分変わってきたと。例えばそれは総合振興計画で事業展開しているわけだけれども、どうしてもこの予算の厳しさがあったり、扶助費がふえてきたり、そういうことが起こってきてしまっていますよね。そんなことがありますから、若干見直しをするようなことも出てくるのかなと思ったのです。今のところはその点、見直しを手をつけるようなことまでは至っていないというふうな認識でしょうか。○河井勝久委員長 岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 20 年度実施をしてみてどうかというようなお尋ねでございます。ちょっと細かい資料、数字も出ておりますけれども、1章から5章まで、 嵐山町では章立て分けてやっております。そして、当初、これはご審議をい

ただいておりますので、おわかりのことでございますが、第1章の中では当 初予算、決算額、そしてそのほかでも予算額、決算額とあるわけですが、そ の中で決算額が下回っておるものというのが第1章、水と緑、第2章、それ から健康で安心して暮らせるまちづくり、こういうものが予算額に比べて決 算額が少なくなっているものでございます。そうではないです。第2章は、健 康で安心して暮らせるまちづくり、健康等、これらは1億ばかりふえておりま す。それから、4章、5章、生涯学習、こういうようなものの第4章ですけれど も、これらは予算に比べて決算額は少なくなっている。それから、協働で進 めるまちづくり、これが第5章ですけれども、これは同じぐらいな形で来てお ります。総体ではふえているわけですけれども。そういうような状況で、章立 て、個々のものについてもありますが、今言いました合併浄化槽でございま すとか、防災訓練、ご指摘をいただいております防災訓練、それから給食調 理場が当初の予算から伸びてきている部分、それから町税の事業というよ うなものがふえてきている。こういうようなものが予定がされたけれども、で きなかったというものであります。また、できているもの、予定よりできている ようなもの、これらが道路の修繕事業、それから担い手の育成事業、小学 校施設の管理事業、こういうようなものについては予定より進んで事業がで きているのではないかというふうに思っております。ですので、当面は、今残 り少なくなっているわけですけれども、この計画に沿って進めていきたい。

○河井勝久委員長 安藤欣男委員。

○安藤欣男委員総振については、総合振興計画に対する評価というのは、 町長ほぼ計画どおりだということでございまして、事業展開厳しい中にも一 層の努力をいただきたいなというふうに思っております。

財源の確保の関係ですが、臨宅徴収をしたりして努力していますということで、職員の皆さんが大変な努力をして現在の数字があるわけですけれども、1点、督促手数料とか、金利の関係はどうなっていましたか。その督促、要するに税金が滞納になった場合の、還付金は4%ですが、本来は税金的には課徴金というか、かけますよということになっているのだけれども、町はそれはかけていない。法人税についてはどうなのですか。おくれた場合の、逆にもらうほうの関係は適用はしていないのですか。

それから、なかなか厳しいとは言いながら、確保するための努力は、要するに新たに企業誘致に今努力するとか、今回、今年度から企業支援課ができたわけでございますが、そうしたことを踏まえて、企業誘致の努力を一層していかなくてはならないというふうな思いもするわけですが、それについての認識をもう一度お願いしたいと思います。これは、税務課長では無理かと思っております。

それから、公用車の管理については、減は1台だと。私は、3減ったかなと思って、これ見ると3なのだけれども、実際は1だというので、認識の違いがあるのかなと思っているのですが。特に軽自動車がふえてきて、ただそうは言いながら、運行管理もきちっとしているとは言うのですが、燃料が大変、

審議の中でもあったのですが、前年度よりか燃料の消費量が多いと。 1,000 何リッターふえているのです。この理由は何なのでしょうか。遠くへ 出張するとか、そうしたものが多かったのかどうか。利用のガソリンが2万 48 リッター使われた。軽油とガソリン合わせてです。両方合わせて 1,546 リッターふえたという答弁があったわけなのですが、軽自動車に切りかえた り、エコカー借りたりなんかしているわけですが、このふえた理由というのは

何だったのでしょうか。

かつまた、その1点と、それから運転記録はきちっとしているということでございますが、例えばなかなか私どもいろんなことで車をあいているかどうかというのを調べる。この車が使いたいのだけれども、あいていますかと言うと、あいていない車があるのです。それはキャラバンです。あの手の車がもう一台あれば、ほかの車が2台出なくも間に合ったりするのですけれども、近隣町村であの手の車を、ワンボックスカー、どのくらい活用しているのか。町は、大きなバスは1台しかありませんから、何か出かけるときにはよく使わせてもらうのですが、なかなかあいていない。あれの利用頻度が高いような気もするのですが、その対策というか、何かお考えがあればお伺いしたいと思いますが。

それから、合併浄化槽の件については、23年、4年ごろまでには着手できるように努力したいということでございますが、今の計画は早目につくって、 実施は計画してもすぐは実施できませんから、それは事業計画の立案とい うのは早目に取り組んでいく必要があるのではないかと思うのですが、この 点に対してお考えをお伺いしたい。

それから、現に今年度も、21 年度 10 基、計画は、予算は計上してあるわけなのですが、これ今のところどんな状況なのか。また、啓蒙についても何か工夫される予定があるかどうか、その点についてお伺いします。

- ○河井勝久委員長 では、中西税務課長。
- 〇中西敏雄税務課長 それでは、督促手数料の関係ですけれども、現在は 督促手数料は取っておりません。以前は、督促状というのははがきで出して おりますので、はがき代の 50 円は以前取っていましたけれども、現在は取 っておりません。

それと、延滞、納期を過ぎた関係ですけれども、延滞金の関係で、初めの1カ月は7.3%、それを過ぎると14.6%取るようになっていますけれども、今現在は初めの1カ月を11月の末の公定歩合の率に4%を足したものでやっておりますので、初めの1カ月は4.5です。それで、2カ月目から14.6という形で延滞金を取っております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 安藤総務課長。
- ○安藤 實総務課長 車の関係ですけれども、安藤委員さん、3台減ではないかということですけれども、3台減で、2台リースを入れたと。財産の台帳は、あくまでも町の所有の車の管理ですから、その辺で。

それから、燃料の増加の理由ですけれども、例えば今キャラバンが1つお話ございましたので、キャラバンの19年度走行距離は5,896キロ、20年度6,940キロ、このように伸びているわけです。車の全体の台数は、19年と20年度では1台減っています。しかしながら、やはり役所内の公務の活動が19年度よりふえているというふうに私どもは考えております。

それから、キャラバンの使用の頻度でございますけれども、154 日稼働 しておりまして、稼働率は 42%ということでございます。

以上です。

- ○河井勝久委員長 高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** まず、法人税の関係、お話でございました。県内でも財政に余裕のあるところは、法人税については当初予算で均等割しか計上しないというところもございます。ただ、これはかなり少ない率でございますけれども。嵐山もそういうふうに余裕があれば一番いいかなというふうに思っていますけれども、当面そういう状況ではないというふうなことでございます。

企業誘致のお話がございましたけれども、それについては安藤委員ご指摘のように、自主財源の確保の一つの大きな柱でございまして、今新しい企業支援課をつくって、取り組んでいるところでございますので、それについては所期の目的が達成できるよう今後も頑張っていきたいなと思っています。

合併浄化槽の関係で早目に取り組むのかということでございますけれど も、そういうふうに考えていきたいと思っています。具体的な 10 基云々につ いては、上下水道課長のほうからお答え申し上げたいと思います。

- ○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。
- ○小澤 博上下水道課長 現在の基数なのですけれども、9月の、きょうは 幾日ですか。14日2時現在、まだ2基でございます。啓蒙については、広報 等、またなんでも相談所とか、そういうようなところでもぜひやっていただき たいというふうなことであります。

以上です。

○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第64号議案 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時06分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 65 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

6番委員、川口委員。

○川口浩史委員 141 ページの真ん中の表ですが、後期高齢者離脱者が 2名と、これ2名ということでよろしいのでしょうか。この方は、障害の方が離 脱をしたということでよろしいかどうか、確認です。

それから、その下の後期高齢者の加入なのですが、1,484人が加入をしたということですよね。173ページの後期高齢者の一番上の表なのですが、増減を見ると85人の増になっているのですけれども、亡くなっている方もいるでしょうけれども、ちょっと人数が大幅にふえている、加入している割には、後期高齢者の実際の数はふえていないように見えるのですが、ちょっ

とこの表の見方を教えていただきたいと思います。

それから、143ページの収納状況が一覧表にされておりますが、この還付未済額というのがありますけれども、これはどういうものなのか、還付がまだ済んでいないということなのでしょうか。なぜ済んでいないのか、伺いたいと思います。

それから、真ん中の表で普通徴収の未収額2,800万円ということでありますけれども、人数がわかりましたら伺いたいと思います。

それと、一般質問でも伺いましたけれども、後期高齢者ができて、国保への影響額というのは実際には幾らであったのか。一般質問で伺ったときには、2,521 万円くらいのプラスになるということだったのですが、計算されていましたら伺いたいと思います。

それから、資格証、短期証の発行数をお聞きいたします。

それと、150 ページの一番下の表なのですが、70 歳以上の一般という 方は人数ではどのくらいいるのか。現役並み所得という方は3割負担という ことで、この方、人数はどのくらいいるのか。それと、現役並み所得というの はどのくらいの給料といいますか、所得がある方なのか、伺いたいと思いま す。

それと、ちょっと多くて申しわけない。154ページの人間ドックと併診ドックですけれども、それぞれ昨年より人数が減っているのです。今年、私は併診受けたのですけれども、6月議会を終わった後にまだ受けられましたので、

定員に達しなかったのかなという感じがするのですが、ここでも昨年もそういうことが言えるかなと思うのです。どうして人数に達しないのか。一時は1週間もたたないでもう定員に達したという時期があったと思うのですが、何か考えられる理由があるかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず最初に、人数の関係でございます。後期のほうで離脱者2名ということですが、こちらにつきましては委員さんおっしゃられましたとおり、障害者の関係の方で2名後期のほうに移られたということでございます。

それから、加入の1,484人に対しまして、後期のほうの173ページですか、そちらの人数が増減が85ということで、この辺の違いはということなのですけれども、こちらにつきましては、こちらの国保の1,484人というのは国保から後期に移られた方の人数、こちらの後期のほうの人数につきましては被用者保険からの増減もございますので、その関係で合っていないということでご理解いただきたいと思います。

それから続きまして、後期のいわゆる影響額、国保から後期医療制度が 移って、そして影響額はどうかということなのですが、大変申しわけないので すが、その影響額自体、細かくは分析しておりません。ただし、ちょっと歳入 歳出の141ページをごらんいただきますと、まずこちらのほうで、決算の概要でちょっと申し上げたのですが、さまざまな医療制度改革におきまして、まず歳入のほうの区分で大きく影響を受けているのが国民健康保険税、こちら後期のほうに移られたということで保険税が落ちております。それから、当然国庫支出金、そして療養給付費の交付金、こちらが落ちております。ただ、それに比較して、歳入でいきますと前期高齢者の交付金、これが2億7,000万円ふえております。そして、歳出のほうでは、一番大きいのが後期高齢者の支援金、これが新たになりまして、2億800万円、そして大きく落ちましたのが老人保健の拠出金、こちらのほうが2億4,800万円ということで落ちております。これをトータルしまして、歳入歳出を比較いたしますと、20年度に関しては後期高齢者医療制度の創設によって、国保会計は一応歳入歳出それぞれでプラスになっているというような結果に見られるのではないかというふうに分析をいたしております。

それから続きまして、154 ページの人間ドックの関係でございます。人間ドックに関しまして、まず人数のほうでございますけれども、人間ドックの委託料、253 人が19 年度でございます。そして、20 年度が201 人ということで、この人数の減につきましては定数を減らしたということでございます。と申しますのは、後期高齢者制度が創設をされまして、国保の被保険者から後期のほうに移られたということで、国保のほうの人間ドックの人数は定数を減らしたということによる減でございます。

それから、併診ドックの件でございますが、こちらにつきましては確かに 20 年度が 44 人、前年度が 67 人でございました。こちらについては、特に 定数を減らしたということではないのですが、国保から後期に移られた、い わゆる併診ドック、3年に1回ですので、その人数が毎年毎年少しずつ違う のですけれども、ただ併診ドックのほうは今年度も実際に人間ドックのほう のご要望は非常に多かったのですが、併診については定数に達しなかった ということで、特に宣伝不足なのかなというのもあるのですが、ただ併診ドックのほうは3年に1回という限定もございますので、その辺で1度受けられた 方については3年後では受けられないということもあるのかなというふうに思っております。併診については、特に定数を減をしたという理由ではございません。

それから、150 ページ、70 歳以上の一般の人数ということでございます。 70 歳以上一般の方の人数は 668 人、これは 20 年の年度平均ということで 668 人でございます。

以上でございます。

- ○河井勝久委員長 中西税務課長。
- ○中西敏雄税務課長 それでは、還付未済額についてお答えいたします。

まず、還付未済額は2万8,100円あるのですけれども、これについては 特別徴収、年金から差し引く国民健康保険税ですが、3人の方が年度の途 中でお亡くなりになられています。それで、そこで精算をするわけなのです が、家族から社会保険庁に届け出が出ないと還付手続がとれないのです。 1人については、21 年度になって、最近還付を済ませました。あと2人の方 がちょっとまだ社会保険庁のほうに死亡の届け出をしていませんので、まだ 還付未済になっております。

それと、未収額の件数ですけれども、現年、滞繰を合わせた延べ件数は出ているのですけれども、実人数がちょっと出ていませんので、滞繰と現年合わせた1億1,571万6,826円については延べ人数で6,101件です。以上です。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 すみません。申しわけございません。ちょっと答弁漏れがございまして、補足をさせていただきます。

まず、1件につきましては資格証明書の発行者の人数ということでございました。21 年3月の末で 14 人、14 世帯ということでございます。短期証につきましては、3月現在で 171 件でございます。

それから、70歳以上の現役並み所得の関係でございます。大変失礼しました。現役並みというふうに認定されますのは、1人であれば 383万円以上、2人以上になりますと 520万円以上ということになっております。

以上でございます。

- ○河井勝久委員長 川口委員。
- ○川口浩史委員 よく中身としてはわかりました。

それで、資格証は、昨年から比べますと3件減っているのですね。そのかわり短期証では約倍ふえているという影響でしょうね。昨年86件というふうにメモですけれども、ちょっと納められない家庭がふえてきて、この方たちが短期証で済めばいいのですけれども、再三言っていますけれども、無理な話ではなくて、進めていっていただきたいと思います。

それで、1点伺いますけれども、国保証は全員に今届けられて、20 年度、届けられたのでしょうか。とりに来てくれということで届いていないという世帯があるのかどうか、その点をちょっと伺いたいと思います。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 国民健康保険の保険証で届いていない世帯があるかというご質問でございます。件数は、今ちょっと把握していないのですが、送って、戻ってきてしまったという件数は何件かあるようでございます。
- 〇川口浩史委員 何か理由は。
- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 理由なのですけれども、理由につきましては、そこへ送っても、はっきり言ってそこにいらっしゃらない。転出先がわからないといいましょうか、そういった、転出先というよりも、連絡先がわからないという家庭があるということです。
- ○河井勝久委員長 川口委員。
- ○川口浩史委員 東松山では 241 件、とりに来てくれという方がとりに来て

いなくて、言われているのです。今のお話ですと、嵐山ではそのようなことはないみたいですので、結構なのですけれども、結局収入が少ないから、100万から、200万円未満の家庭が多いので、払える見込みがなくて、とりに来るのが来づらいみたいなのです。来づらくても、病気になったりしたら、もっとひどくなるか、病院にますますかかれなくなりますので、やっぱりきちんと治して、働いてもらって、そして税金を納めてもらうというのが我々からしたら一番いい解決になると思うのです。そういうことをご理解いただいて、進めていってほしいということです。わかりましたか。要望で結構です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 総体的にちょっとお聞きをしたいのですけれども、国保財政の関係ですけれども、たしか当初予算のときに今年の国保財政については、後期高齢者の部分ができてくるので、それほど苦しくはならないのではないかというお話をしたかと思うのです。1つは、先ほど課長のほうから影響額についてはプラスになっているという話がありました。その要因としては、結局被保険者そのものが後期高齢者によって減ってくる。したがって、国保税そのものが減ってくるわけですけれども、同時に国庫支出金そのものも減ってくる。ただし、先ほど、したがって療養給付費交付金も減ってくるわけで、その分、新たに65歳から74歳までの前期高齢者の財政調整交付金が新設をされたということで、この部分がその部分を補完するというふうになって

きていますし、歳出の部分でも後期高齢者の支援金、それから前期高齢者 納付金等が新設をされた部分が介護納付金によって相殺をされると。介護 納付金そのものも算出方法が変わりましたから、その部分で相殺をされる のだということで、そうした状況の中で国保財政そのものは今度の決算の中 でもそれほど大きな影響はなかったというふうになるわけですけれども、1つ は前期高齢者の交付金そのものが今の嵐山町の結局 65 歳から74 歳の人 の部分が前期高齢者として影響してくるわけで、今後の国保財政からすると、 その部分がこれからの保険税や療養給付費の影響と比べて、歳入の部分 ではどういうふうな形で今後変わっていくでしょうか。多分 64 歳から 75 歳の 人が比較的ふえてくるのかなというふうには思うのですけれども、ふえてくる とすると、歳入の部分での国保財政そのものは収入増という形で見られる ようなふうにはなるのでしょうか。同時に、歳出の部分では、それがどういう ふうな形で影響してくるか。今後のやっぱり国保財政そのものを見ていくた めには、新たに後期高齢者は20年度に導入されて、国保に与える影響と いうのはどういうふうに変わってくるのかなというふうには思うのです。後期 高齢者については、今後廃止するような方向も打ち出されてはいるのです が、その部分ではどういうふうに見ているでしょうか。

○河井勝久委員長 答弁をお願いします。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、前期高齢者の関係につきましては、今清水委員さんがおっしゃら れた、はっきり言って、とおりでございまして、今後の見通しとしますと、まず 前期高齢者の数についてはふえていく。というのは、ちょっと私今、21 年の 7月1日、ちょっと決算の数字ではなくて、申しわけないのですが、ちょっと人 ロピラミッドのを持っているのですが、今現在 65 歳から 69 歳という方が 1,477 人なのです。その下の 60 歳から 64 歳という年齢区分の方が 1,677 人、そしてさらにその下の 55 から 59 歳という年齢区分の方が 1,615人、その下の年代にいきますと一気に減りまして、50から54歳が 1,256人、その下が1,074人というような形でいきます。ということは、こ の5年なり10年の間というのは、前期高齢の方たち、それから60歳に達す る方たち、その方たちが非常に多くなると。それは、ひいては国保のほうに も非常に大きな、当然退職なりをされて、被用者保険から国保に移られる方 が相当数ふえてくるであろうというふうに予測できますので、そういった面で は国保の被保険者数は、はっきり申し上げて高齢化率が非常に高くなる、 人数はふえていくという形になります。ですから、歳入面からいきますと、ま ず1つは前期高齢者の交付金、今の制度のままでいきますれば、その交付 率というのは逆に言えば高くなるということでございます。ただし、収入面で はいかがかということになりますと、税収的には、はっきり申し上げて、被用 者保険から国保に入ってこられる方が多くなるということは、いわゆる無収 入層の方たちが多くなるということでございまして、国保税の伸びはそれほ

ど大きく伸びるかということにはつながらないのではないかというふうに考え ております。さらに、歳出面でいきますと、医療費自体は今年、町長のほう からこの間の議会の中でちょっとお話がございましたが、21 年度の医療費 は、非常にこの4月からの今までの分が予想を上回って伸びております。4 月から7月、8月の状況を見ますと、13%ぐらい伸びていまして、当初予算 ベースでは約9%弱の伸びを見て予算を組んでおるのですが、それを上回 る医療費が伸びている。これをちょっと分析をしてみますと、非常にこれが 伸びているということではなくて、全体的に伸びているという。入院医療費だ とか、そういったものが、1人当たりの医療費が総額的に伸びているというこ となのです。これを見ますと、将来非常にこの傾向というのは構造的なもの ではないかなというふうに考えておりまして、どこをどうすれば抑えられると いうような状況ではないのではないかというふうに考えています。ということ は、非常に国保財政、全体的に言うならば歳入面、歳出面、総合的に見て 非常に厳しい状況になっているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

- ○河井勝久委員長 清水委員。
- ○清水正之委員 医療費そのものがふえてくるということですけれども、そういう面からすれば、交付金そのものもふえてくると思いますし、歳出面で後期高齢者の支援金と前期高齢者の納付金、それから老人保健の拠出金で相殺がされるということであれば、前期高齢者の交付金の伸びと、それから

医療費の伸びが今後の国保財政の占める重要な部分になるのかなという ふうには思うのですけれども、そういう点ではその伸びぐあいというか、その 辺は見通しとしては、前期高齢者の交付金が医療費に追いついていかない というふうには見るのでしょうか。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 お答えいたします。

今の委員さんのご質問、非常に難しい質問でございまして、まず医療費の伸びが、先ほど申し上げましたように、昨年までの実績、それから国で示された伸び率、そういったものに比較してもちょっと見通しができなかったほど今伸びているという、またこれがこの先どうなってくるか、非常に関心を持っているところなのですけれども、本当に医療費は見込みが難しくて、本当に1,000万単位で、その月、その月でぽんぽんと変わってしまいます。ただ、その伸びをどう見るかというのは非常に難しいのですが、先ほど申し上げましたように、構造的なものではないかなというような伸びだというふうに認識しておりまして、もう一点は前期高齢者の交付金のほうも、こちらのほうもちょっと今後の状況を見ないと、はっきり申し上げて、医療制度自体が今どのようになっているのかというのは非常に関心を持たざるを得ないところなのですが、今の状況ではちょっと見づらいというか、伸び率を予測するのは難しいのではないかというふうに考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 152 ページで、真ん中辺なのですけれども、出産育児の一時金というものが当初ですと35 件ぐらい予定していたということで、少し、20 件ということになると少ないなというふうに思っていますけれども、これはいたし方ない部分があるとは思っておりますが、考慮して、一時金が出るということ自体をもう少し、この見込み違いといいましょうか、PRといいましょうか、そういうことを20 年度はどんなふうに取り組んできたのか、ちょっとお尋ねします。

それと、その下なのですけれども、葬祭費ですが、諸費ということですけれども、これは見込みよりもはるかに低かったということだから、長寿ということで非常に結構なことなのですけれども、この費用の内訳については1人5万円ということで承知していますが、これは病気とか、あるいは事故とかという、いろいろなことで亡くなっている方がいるかなというふうにも思っていますけれども、大変お聞きしてどうかなと思いますけれども、20年度、最高年齢で亡くなられた方とか、そういうのはわかりますか。そこまでは把握は役場のほうはないのですか。単なる死亡したというようなことの関係、あるいはもう少し具体的に分かれている部分がもしあったらということで結構ですけれども、お願いします。

次の、155ページです。保養所の施設の関係の利用の状況なのですけれども、人数等もこちらにも出ていますし、当初よりも多かったということで、

皆さんが利用させていただいている部分ではよいなというふうに思いますけれども、1泊と2泊というのがあるわけですけれども、これは、ここに書いているのは延べ人数、まずは延べ人数ということでよろしいでしょうか。それと、1泊、2泊で利用状況はどちらのほうがやはり多いでしょうか。これをまた町民に知らせていくのは広報か何かということですか。それ以外でも何か 20年度ありましたか。

以上です。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、出産育児一時金の件数の関係でございます。見込みが難しいのではということでございます。一応20年度につきましては、19年度等の見ながら、19年度は21件でございました。20年度の結果が20件ということでございます。ただ、この間、補正予算でちょっとお願いしましたように、21年度については20件の予算計上いたしましたところが、もう既に19件ほどで、またこれは大変うれしいことなのですけれども、なかなか出産のほうもちょっと確かに見込みが難しいかなというふうに思っておりまして、実績で大体予算計上させていただいているということでご理解いただければと思います。

それから続きまして、葬祭費の関係でございます。葬祭費につきましては、件数が 20 年度は前年度に比べて大幅に減っております。これはなぜかといいますと、後期高齢者の医療制度の創設によりまして、75 歳以上の

方が後期のほうに移られたということで減っているというところでございます。 その最高年齢はということでございますが、後期高齢の方たちに移られたことから 75 歳以上の方はそちらに移られてしまいましたので、その間の年代の方ということでございまして、74 歳までの方ということになります。それから、原因でございますけれども、原因については、大変申しわけございませんが、ちょっとどのような原因で亡くなられているかということは、ちょっと調べておりませんので、ご容赦いただければと思います。

それから続きまして、保養所の関係の利用でございます。延べ人数かということでございまして、こちらは延べ人数でございます。なお、利用の形態はということでございますが、1泊の方が多いだろうと。ちょっと今ここに具体的な資料を持っていないのですが、今担当のほうのちょっと記憶で申しわけないのですけれども、利用のあれを見ると、1泊のほうが多いのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

それから、広報でございますけれども、広報につきましては町のホームページ等でお知らせをさせていただいているというところでございます。 以上でございます。

- ○**河井勝久委員長** どっち方面が多かったかというのも質問が。 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 大変失礼いたします。どっち方面が多いかということ

でございますが、ちょっとそちらのほうも調べていないものですから、トータル的に、わからないのですけれども。

- ○河井勝久委員長 1泊か.....
- ○**松本美子委員** 今の答弁の関係なのですけれども、私、どっち方面というのはどこで聞いたのだか、ちょっと自分でもわからないのですけれども。どちらが多かったですかということを聞いたのです。答弁はちょっとおかしいから、もう一回、すみません。お願い……
- ○河井勝久委員長 ちょっととらえ方が違った.....
- ○**松本美子委員** 1泊か2泊のどちらが多かったでしょうかと、そういうふうに聞いたので、どっち方面と、方角は聞いていません。
- ○河井勝久委員長 ごめんなさい。訂正します。
- ○松本美子委員 議事録に残りますので。
- ○河井勝久委員長 訂正します。
 では、いいですね。
- ○松本美子委員 はい、わかりましたから。
- ○河井勝久委員長 いいですか、質問。
- ○松本美子委員 もういいです。わかりました。
- ○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 ないようですので、暫時休憩します。おおむね 10 分。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時53分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入歳出を含め総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑者につき ましては、前もって届け出をいただいております1名であります。

第 10 番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 幾つかというか、まとめて、保険料と共同事業交付金の関係なのですけれども、歳入の共同事業交付金は1億8,374万1,000円で、歳出の共同事業拠出金が1億7,808万5,000円で、その差額が565万6,000円なのです。19年度がその差額というのが、差額だけでいきますと2,309万3,000円になっていて、これは20年度のほうが差額というか、要するに嵐山町の部分が少なくなっているのですけれども、医療費が前年に比較して低くなっているということによるものなのかどうかということが1点です。

それと、順番に書いてあるのを順番に言っていくのですけれども、国保被保険者の医療費総額なのですけれども、6歳未満児が医療費の件数が1,949件で3.4%なのです。そして、医療費自体は1,454万5,558円で、全体の割合からいくと1.3%なのです。保険者負担分は8割負担ですから、ほかの部分に比べるとあれなのですけれども、1.4%という形で、割とやは

り6歳未満というのは、件数は多いのですけれども、医療費自体は少ないのです。この6歳未満児の医療費の傾向というのは、医療機関にかかるかどうかという相談機関があれば、コンビニ診療というか、いわゆる軽い気持ちで診療できたのが防げたのではないかなというふうに考えるのですけれども、そこら辺の評価というか、考え方について伺いたいと思います。

そして、これ先ほどもそうですけれども、国民健康保険だんだん高齢化してくるという形ですけれども、被保険者とか世帯主の平均年齢は幾らぐらいになるでしょうか。そして、その中でも無職者はどの程度の割合になってきているか、伺いたいと思います。1世帯当たりの国民保険料なのですけれども、幾らぐらいなのか、これ出してあるのだけれども、ちょっと計算が違うかもしれないので。その1世帯当たりの保険料は、全国平均と比較してどのような位置にあるのかということです。嵐山町では、一般会計の繰り出しというのは法定分しかないのですけれども、全国自治体で非常にばらつきがあるようなのですけれども、嵐山町の国保の1世帯当たりの医療費はどのような位置にあるのか。嵐山町で、事実上、今は保険料が比較的高いほうの部類になるのですけれども、一般会計からの繰り出しが法定以外はないという形で、今後もこの形で続けていくべきなのだろうと思うのですが、その考え方について伺いたいと思います。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、共同事業の交付金、それから拠出金の関係でございます。 共同事業交付金、今委員さんおっしゃられましたとおりでございますが、こち らもう少し詳しく見てみますと、主要な施策の説明書のほうでちょっとごらん いただきますと、146ページ、147ページが共同事業交付金の内訳が記載 させていただいております。まず、共同事業拠出金、交付金につきましては 2通りのものがございまして、1つが高額医療費の共同事業交付金、それか らもう一つが次のページの 147 ページの一番上に保険財政共同安定化事 業の交付金と、この2つが合わさりまして共同事業交付金という形になって おりますが、中身的には高額医療費の共同事業交付金のほうが、こちらが 1件80万円を超えるような高額の療養費、これに対しまして、それぞれ拠 出金を市町村が持つ分と、それからこちらについては国、それから県、そち らからそれぞれ4分の1ずつの負担がございます。それと、町の負担分とし ての4分の2、これを合わせまして拠出をし、そしてそれを納付に充てる。80 万以上のものの 100 分の 59 に相当する額が交付されることになっており ます。まず最初に、こちらのほうの件数なのですが、ここに現年度分の交付 対象件数が 133 件というふうに、146 ページのところにございますが、記載 させていただいております。昨年度は、こちら85件でございます。件数的に は 20 年度のほうが伸びているということです。それから、もう一件のほうが、 こちらのほうが金額的には大きいのですけれども、保険財政の共同安定化 事業の交付金でございまして、こちらは1件、ここに記載してありますように

30 万円を超える金額のもの、それから80 万円までのものと、これが対象になるものでございまして、こちらについてはすべて市町村の拠出金で賄っているというものでございます。こちら件数も20 年度対象件数は659 件でございまして、昨年度は実は560 件でございました。件数的にはそれぞれの対象件数は19 年度に比較して伸びております。しかしながら、今委員さんおっしゃられましたように、それぞれの納付金の額が減っていると。これは、その1件当たりの金額が20 年度、19 年度に比較して、町での医療費の1件当たりの金額が高額のものが減っているということによるものだというふうに考えております。

それから続きまして、6歳未満の未就学児の医療費の関係でございます。 委員さんのほうから詳しいご説明がございましたので、私のほうから数字を 申し上げませんが、まずこの中で、件数について多いのだけれども、それに 対して医療費が少ないと、この辺の考え方はどうかということなのですが、6 歳未満の未就学児のかかっている傾向を見ますと、一番多いのが感染症、 これは多分風邪ですとかインフルエンザ等によるものかな。こちらのほうが 一番件数が多いです。続いてが……失礼しました。一番最初に多いのがやっ ぱり呼吸器系と感染症です。そして、あと皮膚系の皮膚科関係のほうが多 いということになっております。件数に対して医療費が少ないというのは、医 療費全体から考えますと、今ちょっと申し上げましたように、かかる内容が 風邪であるとかインフルエンザであるとか、それほど医療費が高額になるよ うなものにかかっているということではないのではないか。高齢者の医療費が高いと言われますのは、入院医療費が高い。それから、いわゆる循環器系ですとか、糖尿病ですとか、そういったものに関しての検査の費用がかかったり、あるいは薬代がかかったりということで、かかる医療費が非常に高くなる、1件当たりの。そういったことも関連をして、かかっている件数の割には医療費が、対象件数、対象額が少ないというのはそういうことではないかなというふうに分析をいたしております。

それから、もう一つ、相談機関というものでございます。こちらのほうの分析はということでございましたけれども、確かに相談機関等があれば、非常にそういった例えば多少熱が出たとか、そういったときには、この程度だったら大丈夫ではないのというようなこともあるのかな。一つ考えられますのは、非常に核家族化しているというのでしょうか、そういったことも影響して、相談、確かに委員さんおっしゃるように、ちょっと何かがあった場合になかなか身近に相談をするという機会がないと、それで直接お医者さんのほうに行くという傾向はあるのではないかなというふうには思っております。ただ、詳しい分析はしておりませんので、その辺のことについてはちょっとはっきりしたお答えはできないというふうに考えています。

それから続きまして、被保険者及び世帯主の平均年齢というお話でございますが、大変申しわけないのですけれども、こちらのほうについてはちょっと調査をしておりませんで、本日のお答えではちょっとご容赦いただければ

なというふうに考えております。

それから、無職者の世帯、割合はどの程度かということでございます。無職者の件数についてもちょっと現在は調査をしておりません。ただし、一つの例で申し上げますと、まず埼玉県内の平均でいきますと 54.8%、県全体では国保の 54.8%が無収入世帯であるというふうになっています。嵐山町では調べていないのですが、一つの参考例として、65歳以上の方の国保世帯の国保に占める率をいきますと、大体 32.9%になっております。65歳以上の方がすべて無職だということではないのですけれども、その程度であると。それから、60歳なり 65歳までの方をまた算入いたしますと、ある程度県の平均レベルに近いような数字になってくるのかなというふうには思っております。

それから続きまして、1世帯当たりの国民保険料でございます。こちらもちょっと20年度の国のベースの平均の保険料というのは、ちょっとまだ今多分国のほうでも数値をこちらからいろんな資料を今出して、それをまとめているところでございまして、こちらに示されておりません。ただ、埼玉県内のものに関しまして、世帯ではないのですが、1人当たりの調定額というのはありますので、こちらのほうをちょっと参考にお答えにかえさせていただきたいと思うのですけれども、平成20年度の1人当たりの保険税になります、嵐山町の場合は。調定額が嵐山町が8万9,196円ということで出ております。埼玉県の平均が県全体の市町村の計が8万7,794円というふうに出ております。

ります。こちらにつきましても非常にやっぱり今委員さんおっしゃられましたように、市町村によって大きなばらつきがございます。非常に高いところですと、1人当たり 13 万というようなところもございますし、低いところですと、小鹿野町では4万 1,769 円、こういうようにばらつきがある。嵐山町は、埼玉県の中では、1人当たりの調定額は平均からちょっと上というぐらいな感じになっております。

それから、一般会計からの繰り出しの、国保からいえば繰り入れというこ とになります。本町にあってはほとんどルール分、一般会計からの繰り入れ 分はルール分だけというふうになっておりますが、今これも委員さんおっしゃ られましたとおり、ちょっとこちらの調査によりますと、これは 19 年度の一般 会計の繰入金、これのちょっと分析したものがございまして、こちらを見ます と、これも埼玉県なのですが、県の市町村平均、これはルール分以外という ことです。いわゆる保険料、保険税、こういったものの補てんのためのその 他繰り入れという部分が、1人当たりの金額なのですけれども、市町村平均 では1万 3,793 円というふうになっております。こちらも非常にやはり県内 でばらつきがございまして、一番多いところで繰り入れるところですと、1人 当たり3万8,000円ぐらいは繰り入れているところもありますし、ほとんど本 町のように繰り入れが 100 円台とかいうようなところもございます。そのよう な状況でございます。ですから、委員さんおっしゃられるように、保険料の額 というのを一般会計からの繰り入れ分というのでしょうか、それによって相当

差があるといいましょうか、それでコントロールされている部分もあるかなというふうには思われます。

それから続きまして、医療費でございます。医療費につきましては、20年度の本町の1人当たりの医療費の状況でございますけれども、嵐山町の場合は、今ちょっとざっと計算したところでなのですけれども、25万3,183円ほどになっております。それから、国の医療費の1人当たり平均が26万7,000円というふうになっております。県が25万1,675円ということでございまして、国の平均から比べると、嵐山町の医療費は若干下回っているかなというような状況でございます。

以上でございます。

- ○河井勝久委員長 渋谷委員。
- ○渋谷登美子委員 すぐのあれでなのですけれども、嵐山の場合は、国保料は8万9,196円で県よりも金額が若干高目なのですけれども、逆に言えば医療費も県の平均よりも若干高目なので、これは方法としては、この数字で直ちに見ることは言えないのですけれども、予防事業とか、そういった部分での施策が少し足りなかったというふうに考えれるのでしょうか。予防といいますか、そういうふうな部分での考え方がちょっと。嵐山の場合は、これは全くルール、法定以外のものは出していないわけで、そういった部分で若干でもふやしていくと、医療費が下がるというふうな傾向になるかどうかはわからないのですが、これがよくわからないのです。小鹿野町が1人当たり3

万 8,000 円ほど医療費を入れているということですよね、ルール分以外に。 というふうに今……そうではないのだ。小鹿野町が4万1,769円で、1人当た りの医療費がこんなに、保険料が低いのですよね。そうすると、かなり県より も保険料が低いということは、逆に言えば町からの持ち出しが非常に多くて ということで、それを小鹿野町の場合は医療費も少ないほうに入るというふ うに聞いていますけれども、そこの部分での考え方なのですけれども、嵐山 の場合は保険料は若干高くて、医療費は若干多いのですよね、県よりも。と いうことは、何かどっちかというと、マイナス部分が多いのかなというふうな 感じがするのですけれども。1年で一概には言えないと思うのですけれども。 また、昨年度と今年度で高額療養費の金額でいえば、高額療養費が非常 に少なかった、件数は多くても少ない.....ごめんなさい。1件当たりの金額が 少ないということは、それだけ重度な病気とか、そういったものが少なかった というふうに考えたほうがいいのかどうかわからないのですけれども、そこ での考え方として、国保としては、今の嵐山町の政策的には町の町民に対 しての国保料、医療費を下げる政策としては妥当なものと考えられるのかど うか、伺いたいと思います。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点、小鹿野町の例があったわけなのですけれども、小鹿野町さんの場合は保険料も県平均よりも少ない。そして、それはイコール、いわゆる

医療給付、要するに医療費自体が少ない。医療費が少ないので、保険料も少なくて済むと。非常に健全なところだということです。特異だと思います。 そのほかのところはありません。逆に言いますと、嵐山町の場合は、先ほど 委員さんおっしゃられましたように、一般会計からの繰り入れがルール以外 はほとんどないと。これは、本来国保会計として一番健全なものでございまして、当然保険ですから、保険料と公費等の負担分、それで賄えるというのが一番いいわけでございまして、本町はそういう意味では保険料の適正化、県の水準ぐらいの保険料で、なおかつ一般会計からそういった繰り入れを 特に多くしなくても保険財政が営んでいけると、いけてきたということで、一番ある意味ではいい状態だったというふうに思っております。決してその他繰り入れが多いところに関して、いいということではないというふうに考えていますので。

それから、もう一点は、これも委員さんがおっしゃっていただいたのですけれども、医療費、毎年毎年なかなかその変化があるので、見込みがやりづらい。それと、高額療養費の関係で言いますれば、これも私が思っておりますのは、後期高齢のほうの制度の設立によりまして、20年度については一般の被保険者が75歳以上の方が後期のほうに移られたと、こういったことで、高額の件数は多かったのだけれども、大きな長期にわたって入院するとか、そういった部分の医療費が少なくなったのではないかなというふうに考えておるところでございます。ただ、逆に言いますと、1件当たりの医療費

はそれほどなかったとしても、高額のものとしては件数がふえています。そういったことを考えると、決して安心できるような状態ではないなというふうに考えておるところです。保険の事業への一般会計からの繰り入れということにつきましては、非常に嵐山町の場合は今まで健全にある程度やってこられた。特定健診等も導入が国保会計されまして、パーセンテージ的には十分満足できるような数字ではございませんけれども、一定の成果はある。それから、人間ドック等の補助も町では、他町村に比較すると、非常に多くの定数に対しまして人間ドック、保健事業等の補助も行っております。そういった面では、他町村に比較にして保健事業が不足しているというふうには考えてはおらないところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 65 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時17分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 66 号議案 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計 歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 66 号議案 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出 決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[举手全員]

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 議案第 67 号 平成 20 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

清水委員。

○清水正之委員 今回の後期高齢者 1,848 人ということなのですが、私たちそのものは後期高齢者このものの制度、そのものの導入反対ということでやってきましたけれども、この一番の理由として、新たに高齢者に保険料をかけるというものについてはもう認められないということで来ました。実際に今度の被保険者については 1,848 人いるわけですけれども、今まで扶養さ

れていた人、この人については保険料がかかっていなかったのに、保険料が新たに発生するというふうになっていたと思います。それから、同時に括弧の部分について、79人ですけれども、この人は65歳から74歳の障害者の人たちなのです。後期高齢者に入ったために窓口負担が1割から2割になったという人だというふうに認識をしていますけれども、特に1,848人の保険料が新たに徴収されるという人がこの中のうちのどのくらいの比率がこれに当たるのでしょうか。これが1つです。

それから、174 ページの未収額がここにあるわけですけれども、これ多分自主納付分だと思うのです。そういう面では、後期高齢者の場合は多分半年保険料が徴収されないと保険証取り上げるというふうになっていたと思います。この未収額については一体何人で、いつから保険料が未収になっているのか、2点だけお聞きしておきたいというふうに思います。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、後期高齢者の被保険者数の中で、今まで配偶者等で国保であれば保険料を取られなかった方、この方が何人かということなのですけれども、 大変申しわけございませんが、ちょっと本日その資料を持っておりませんので、お答えについてはご容赦をいただければというふうに思っております。

それから、続きまして未収金の関係でございます。未収金につきましては、今委員さんが半年滞納があった場合というふうにご質問いただいたの

ですが、後期高齢のほうも資格証明書の発行の要綱、基準、こちらのほう が整備をされておりまして、こちらについては1年間というふうになっていま す。1年間以上滞納がない場合、なおかつそれについて納める意思がない といいましょうか、そういった前段としてございまして、特に徴収に関しては、 この後期高齢の特別会計にありますように、後期高齢者医療の制度は運営 自体は連合ですけれども、徴収は町が行っております。ですから、その辺も 町のほうでは十分に、特に後期高齢の皆様方については制度の内容が何 回も変わったりして非常にわかりづらかったというところもありまして、いきな り滞納の督促状を出すとか、そういったことはしないようになるべくして、滞 納があった場合には電話でご連絡をするなり、あるいは制度の説明をする ような文書を改めて送付をさせていただくというような形で個人的に接触を 行い、制度の説明をさせていただきながら徴収をさせていただいているとい うのが実態でございます。ですから、確かに資格証明書の発行基準はあり ますが、20年度の状況を見てまいりますと、今のところはそれに該当するよ うな方はいらっしゃらないというふうに私どもは判断いたしておるところでご ざいます。

以上でございます。

- ○河井勝久委員長 清水委員。
- ○**清水正之委員** 保険料の関係ですけれども、1,848 人のうちの要するに 社会保険、これはごくごく少ないでしょうけれども、社会保険の扶養に入って、

少ないというか、本人が社会保険で奥さんが扶養という人は少ないと思うのです。その部分と、息子さんの扶養に入っている人、これは保険料が徴収されるわけですよね。そういう点では、この比率のおおよそどの程度の人たちが保険料が新しく徴収になるのでしょうか。1つはだから社会保険の本人の人は今まで保険料かかっていた、それから75歳以上の単身世帯あるいは夫婦の世帯を除いた部分が新たに保険料が徴収される人たちだというふうになるのかなというふうに思うのです。そうなった場合に8割、9割、あるいはもっといっているかもしれませんけれども、そのくらいの人たちが新たに保険料が徴収される人たちとして後期高齢者の中で生まれてきたという認識でいいのかどうか確認しておきたいと思います。

それから、保険証の関係ですけれども、老人保健法の中では高齢者については保険証を無条件で交付するというふうになっていました。昨年からだと思うのですけれども、子供については保険証を無条件で交付するというふうになっていたと思うのです。そういう面では、今度後期高齢者ができたことによって老人の人については保険証を取り上げるという、短期保険証に切りかえられてしまうという人たちが新たに出てくるわけです。そういう点では、この4万9,900円というのはこれ人数は何人なのでしょうか。いつごろから滞納になっているかわかったら教えてもらいたいと思います。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、被扶養者であった被保険者数、ちょっと資料が届きました ので、お答えさせていただきます。1,842 人のうち 352 人でございます。

それから、未収の関係につきましては対象者が10人でございます。

それから、いつからということでございますが、ちょっと手元に資料はない のですが、未収額につきましては、これは決算上のところで確かに 10 人出 ているのですが、先ほど申し上げましたように、長期にわたって滞納されて いるという方はおりません。大体1カ月とかそんなようなことでございまして、 はっきり申し上げて、昨年度も本来は特別徴収というのが全面的に出てい たのですが、中には普通徴収で制度上いただかなくてはならないという方も いらっしゃいまして、そういう方が自分は特別徴収で納めているものだと思 ったというような方も非常に多かったです。今年そういった制度の運用上わ かりづらかったところがありまして、2カ月なり3カ月なりという制度上滞納が あった場合は本人に連絡をとって、そしてどうして納めていただけないのか、 わかっていらっしゃらないのかどうなのかということで個別に連絡をとってお りまして、そういった結果、長期にわたってずっと滞納が続くというような方 は 20 年度はございませんので、この 10 人についても本当に1カ月とか、そ ういったちょっと忘れているというのでしょうか、そういった部分があるのでは ないかなというふうに考えておりまして、長期にわたって6カ月とか、そういう ような状況はございません。

以上でございます。

- ○**河井勝久委員長** ほかにございますか。 青柳委員。
- ○青柳賢治委員 174 ページ、歳出の状況で広域連合の納付金が1億2,814 万 3,605 円というふうに決算額出ました。簡単で結構ですので、どのようにしてこれが歳出額として出てきたのか。

それから、戻ります。173 ページ、今年度末現在 1,848 人ということが 後期高齢者に被保険者数としていらっしゃいます。この中で後期高齢者医 療保険料、これを対象にならなかったというか、お元気でいらっしゃった 75 歳以上の方って何人ぐらい、わかりますか。元気でいる方、要するにだから 保険を使わなかった人。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、納付金のほうなのですけれども、1億2,814万3,605円納めております。この内訳でございますが、こちらにつきましては歳入のほうにもありますように、納付金は町が保険者から保険料として徴収いたしました保険料、つまり特別徴収の保険料と普通徴収の保険料、それにいわゆる保険料の軽減をしている分、その分の保険基盤安定分、これを合算して納付をしたものでございます。

それから、続きまして 1,848 人のうちいわゆる医療給付を受けなかった 方、お医者さんにかからなかった方ということですが、大変申しわけないの ですけれども、そちらのほうは今ちょっと調べておりません。申しわけございません。

○**河井勝久委員長** ほかにございますか。 安藤委員。

○**安藤欣男委員** 後期高齢者医療制度が発足、先ほど清水さんからは批判的なことの中でありましたが……

[「そんなこと関係ない。自分の決算やれ、自 分の決算を。そんなことは関係ない。私の 考え方ぐじぐじ言うことない」と言う人あ り]

○**安藤欣男委員** そういう見方の中でやるのはいかがかなというふうに思っています。

〔「大きなお世話なんだ」と言う人あり〕

- ○安藤欣男委員 後期高齢者医療制度については......
- ○河井勝久委員長 安藤委員、質問ですから。
- ○安藤欣男委員 ですから、そういう意味が入っているから、言っているので。国の政権がかわってそれが大きな目玉になっているようでございます。 新たな社会の中でこの後期高齢者医療制度が発足して今日まで来ているわけですが、収納率、これは特別徴収ですから、これは年金からということで100%、普通徴収でも99.87ということでございまして、認識は本当に嫌

なら入らないという人もいるわけです。そういうことでございまして、国保会計にしてもこの制度ができたために随分身軽になって、しかも嵐山町の状況もほかの、先ほど渋谷委員からも質問がありましたが、健全な会計運営ができているということでございます。これは今後どういうふうに変わっていくのかわかりませんが、願わくば安定した老人医療の確保が必要だというふうに思っています。

1点お伺いしますが、特別徴収で還付未済額があるわけですが、これも 先ほどの国保のほうでもありましたが、この還付未済額について説明お願 いします。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、還付未済額につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、特別徴収として 20 年度に保険料を納めていただいた。ただし、お亡くなりになられたという方につきましては、特別徴収で納めていただいた分を、要するに亡くなられた月、例えば3月に亡くなられたら3月分というのは返金をすることになっておりまして、それを新年度で返させていただくというものでございます。主に死亡者等による還付でございます。

○**安藤欣男委員** そうすると、これは新年度で還付するということで、還付 事業がおくれているとか、そういうことではないということでとらえていいので しょうか。

- ○河井勝久委員長 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 これは、亡くなられたということが特別徴収の後にわかった場合等は、当然年度途中であればそれはその年度の中で処理をさせていただくのですが、たまたま3月等の決算時期等でありますとそれが還付できなくて残るというものでございまして、事務上やむを得ないものだというふうに考えております。
- ○河井勝久委員長 ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

「「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 67 号 平成 20 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時49分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 68 号議案 平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

金丸委員。

○金丸友章委員 192 ページの保険給付費で、これは居宅介護、それから 介護予防の中で福祉用具購入費の交付金、補助ですけれども、用具につ いてどのような内容であるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- ○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

用具の具体的なものなのですけれども、入浴補助用具が8件のうちの6

件でございまして、すのこですとかシャワーベンチというような、そういったものでございます。それから腰かけ型の便座、こういったものが購入の内容というふうになっております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 金丸委員。
- ○金丸友章委員 一番上段のほうの 33 件の用具の購入、この内容についてお願いいたします。
- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- ○岩澤浩子健康福祉課長 介護サービス、予防ではなくて居宅介護のほう のこちらの 33 件の内訳でございますけれども、主なものといたしましてはポータブルトイレ、それからシャワーベンチ、こういったものが主でございます。 ○河井勝久委員長 金丸委員。
- ○金丸友章委員 今の用具等についての補助が9割を補助という内容になっていますけれども、これについての町民の方へ、利用者といいますか、そういう希望される方への希望予定がある方への周知といいますか、そういう
- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

ものはどういう方法で行われておられるのか。

○岩澤浩子健康福祉課長 一つには、広報等も行っておりますけれども、 介護保険のパンフレット等を配らせていただいて、それを見ていただくという 方法もございますし、あとは介護認定をしていただくときにケアマネジャーが つきますので、そういった方々からこういったサービスがあるというふうなことで内容を聞いていただきながら、ご本人の希望に沿った形で購入いただいているというふうな形になっております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 181 ページの表の見方なのですが、上から2番目の表の中に外国人被保険者と住所地特例被保険者というのがあるのですが、外国人もこの制度受けられているということなのでしょうか。その方が3名いるということなのか伺います。

それと、住所地なのですが、これはちょっとどういうことなのかと、前年度が 28 名で今年度が 26 名、途中の増減がなくて 26 名になっているのですが、途中の増減がなぜ出ないで 26 ということがわかったのか伺いたいと思います。

それから、20 年度の高齢化率ですが、何%ぐらいになるのかというのと、 今後の伸びというのが計算されているようでしたら伺いたいと思います。

185 ページの歳出の状況の表、一番上ですけれども、保険給付費、これが 19 年度に比較して 1,000 万円からの減になっているということで、19 年度も 18 年度に比較して減っているわけですね。これはどういう理由が考えられるのか伺いたいと思います。

それから、老老介護をしている世帯というのは何世帯ぐらいあるのか、つ

かんでいるようでしたら伺いたいのと、あと介護によって、この前裁判でもありましたけれども、奥さんを殺してしまったとか、そういう事件がありましたですね。裁判がありましたよね。介護で苦労してというか、本当に悩んでいるというような深刻な相談が実際にあるのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- 〇岩澤浩子健康福祉課長 最初に、181 ページの第1号被保険者数の状況ということで、その中の再掲外国人被保険者ということでございますけれども、これにつきましては短期滞在の場合には入らないのですけれども、長期になりますと外国人の方も介護保険の被保険者になるというふうなことになってございます。

それから、その下の住所地特例の被保険者数なのですが、これはちょっと異動があったのですけれども、たまたまこの中には入れていなかったのですが、どんな場合かというと、例えば介護老人保健施設などの設置されている市町村のところに、ほかの市町村から入所されますと、保険や何かの関係がその市町村のところに集中して負担がかかってしまうというふうなことがございまして、それを解決するために措置したというか、入所するときに住所地のあったところの市町村がそのまま保険者というふうな形をとってございますので、そういった方が26名というふうなことになっております。

それから、高齢化率なのですけれども、高齢化率は最近のでよろしいで

しょうか。

- ○川口浩史委員 はい。
- ○岩澤浩子健康福祉課長 今年度の9月1日現在ですと 22.6%になります。それから、将来の高齢化率ですけれども、平成 23 年が 23.2%、平成 26 年が 27%というふうに見込んでございます。

それから、185ページ、保険給付費の平成19年度との比較の減額の理由でございますけれども、これにつきましては一つには施設介護サービス費の中の介護療養型医療施設というのがあるのですけれども、これが大幅に減っております。2,550万円ほど減っているのですが、これは具体的に言ってあれなのですが、武蔵嵐山病院が介護療養型から医療型のほうに転換をいたしまして、大分ここに入所されていた方が医療型のほうに移ったり、ほかの施設や何かに移ったというふうなことがございまして、大幅な減額というふうになっております。

それから、居宅介護サービス費のほうが大分、これも 1,300 万円ほど 減額というふうになっておりまして、その一つにはらんざん苑が昨年 30 床増 床いたしまして、嵐山町の方でも大分そこで待機されていた方が入れたとい うふうに思っております。そうしたことによりまして在宅のサービスが施設サ ービスにかわった関係がございまして、居宅介護サービスが大分減ったと いうふうなことが大きな原因というふうに思っております。

それと、一つにはそのほかに包括支援センターができまして、大分予防

給付のほうが進みまして、介護のほうの費用も幾分減ったのではないかな というふうに思っております。

老老介護の世帯の関係ですけれども、ちょっと把握してございませんの で、申しわけございません。

最後の介護の犯罪的なこと、相談の関係ですけれども、山岸副課長の ほうから答弁させていただきます。

- ○河井勝久委員長 山岸副課長。
- 〇山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、介護の相談の関係についてお答えを申し上げます。

例えば要介護者がいる方でずっと介護を続けてきて、その結果精神的に 疲れてしまって参ってしまったとか、あるいはひとり暮らしの方ではあります けれども、すぐそばにご兄弟、ご兄弟もやはり 65 歳以上の方ですけれども、 そういった方が介護に携わっているというような場合もあります。1回、2回 の相談で解決する問題もありますし、いろいろな手続を、まさに包括支援セ ンターの出番なわけですけれども、包括支援センターのほうで手続等をお 手伝いしながら、年金のことであるとか施設に入るまでのお手伝いだとか、 そういったことをやりながら、問題の出た場合は解決に向けて活動を行って いるという状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

〇川口浩史委員 保険給付費の 185 ページの件ですが、そうすると認定が 1段下がってしまって、その関係で保険給付費が減ったということは、それ はないということでよろしいのでしょうか。

それと、在宅から施設にということですが、在宅から施設に移っても保険 給付費はそんなに変わらないのではというか、むしろ施設に移ったほうがふ えてしまうのではないかと思うのですが、その辺ちょっと私のほうが考え違 いしているのかどうか伺いたいと思います。

老老介護の関係ですが、さまざまな事件が、案件が起きているというのは決して珍しい事件ではないわけです。埼玉県内でもあったわけですし。ちょっと老老介護のところはちゃんとつかんでおいて、訪問をして様子を聞くというのが大事なことではないかなと思うのですけれども、その点が今の体制でやれるかどうか伺いたいというふうに思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- 〇岩澤浩子健康福祉課長 認定の数ですけれども、認定の数につきましては平成 19 年度が 707 件で、平成 20 年度は 730 件ということで若干ふえております。

それから、先ほどの施設に入ったほうが高いのではという話でございますけれども、確かに一つ一つのサービスを見ていきますと施設サービスのほうが高いわけですし、当然入所されたほうが費用はかかるわけですけれ

ども、いろんな個々のサービスを足していったときに、同じ比較では施設サービスのほうが低いわけですけれども、居宅サービス全体では大分利用料が減ったというふうなことになっています。

ただ、全体的なここにあります 1,000 万からの減額というふうになりますと、大きくは介護療養型がメーンでして、居宅サービスのほうも 1,300 万ほど減っているのですけれども、差し引きできちっとしたこれで何が減ったというふうになりますと、確かに居宅サービスの部分というのよりも施設サービスのほうがかかるわけですけれども、一つ一つの理由としましては居宅介護サービスのほうが減って老人介護福祉施設のほうがふえておりますけれども、介護施設全体では療養型のほうがありますので、減っているというふうな状況なのです。

- ○河井勝久委員長 山岸副課長。
- 〇山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、老老介護の関係 についてお答えを申し上げます。

老老介護直接ではございませんが、町は包括支援センターで平成 19 年 10 月から高齢者等見守り事業という事業を行っております。この事業につきましては、民生委員さんから地区の 65 歳以上の独居の高齢者で日常生活の状況等から見守りが必要な方、あるいは 70 歳以上の高齢者だけの世帯で同じように継続した見守り等が必要と思われる世帯ということで、民生委員さんから対象となる世帯を上げていただいております。民生委員さんか

ら上げていただきますと、町の職員と看護師さんで同行して指導、お宅にお 邪魔して、ご本人たちの訪問してもいいよと、そういう意思もございますので、 そういう意思を確認した上で、必要に応じて週1回から年2回、年1回あるい は月1回という形で必要に応じて訪問をさせていただいております。

委員さんご指摘の老老介護については、例えば介護サービスが入っている家庭についてはケアマネさんですとかへルパーさんですとか、そういった方の目が届くということがございます。当然そういった中で、もし先ほど困難な相談件数を申し上げましたけれども、そういったケースがあればケアマネさんのほうから町の包括支援センターのほうに相談がございます。この見守り事業については、そういったサービスの入っていない家庭を見守りということで回らせていただいているところでございまして、引き続きこういった見守り的な事業を充実させていきたいと考えております。

以上です。

- ○**河井勝久委員長** ほかにございますか。 渋谷委員。
- ○渋谷登美子委員 1点なのですけれども、186 ページなのですが、普通 徴収の方は何人いらっしゃったのでしょうか。
- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- 〇岩澤浩子健康福祉課長 578 人でございます。
- ○河井勝久委員長 渋谷委員。

- ○渋谷登美子委員 ちょっと計算していないのですけれども、1人平均幾らの徴収金額になってきているのでしょうか。1世帯ですね。
- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- 〇岩澤浩子健康福祉課長 1世帯当たりの平均ということですけれども、平成 20 年度の調定額2億 705 万 9,543 円を、一応世帯の第1号被保険者のいる世帯が 2,929 世帯ということで、これを割ってみますと7万 693 円というふうになっております。
- ○河井勝久委員長 渋谷委員。
- ○渋谷登美子委員 そうしますと、私が今計算したら、普通徴収の方は1世帯当たり7,538円と、これ2カ月に1編ですから、2カ月に1遍7,538円という形の平均でよいのでしょうか。普通徴収の方について伺っているのですけれども。ちょっときついかなと思うので。
- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- ○**岩澤浩子健康福祉課長** すみません。普通徴収の部分は、世帯数でちょっとわからないので、人数割でもよろしいでしょうか。
- ○渋谷登美子委員 はい。今の世帯数だったよね。さっきの 578 は。
- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- ○岩澤浩子健康福祉課長 普通徴収の調定額を、先ほど申し上げました普通徴収の人数ということで 578 人なのですけれども、中には途中で特徴と普通徴収にかわる人がいるのです。そういう方が 10 人ほどおりまして、そ

れを足して割らせていただきますと、年間4万 4,560 円というふうな数字が 出ます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 今回の介護保険の関係で、居宅サービスが前年よりもかなり減って、対象人数も減ってきているし、金額も減っているのです。内容的には新予防給付が導入をされて、自分でできることは自分でやるというふうに変わったと思うのです。したがって、サービスの制限というのがかなりきつくなったのかなというふうに思うのですけれども、居宅サービスが減った原因というのはその部分がかなり含まれているのでしょうか。

それと、もう一つは施設サービスのホテルコストが導入をされています。 これは先ほど言ったらんざん苑の関係だと思うのですが、施設サービスに ついては対象人数はふえてきているのです。そういう面での利用者の負担 というのはどういうふうな形で変わってきていますでしょうか。

以上です。

- ○河井勝久委員長 山岸副課長。
- 〇山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、居宅サービスについて前年より減しているというご指摘でございます。委員さんご指摘のとおり、前年と比較して1,063万494円、4.3%減少しております。この原因につきましては、先ほど課長のほうからもご答弁申し上げましたけれども、

全体的な件数が減っているということが第1の原因でございます。逆に施設サービスのほうが件数が伸びているという状況でございます。ただ、施設サービスが件数が伸びている割に費用が余り伸びていないという状況がございまして、全体としての介護給付費も前年と比べまして7億5,359万5,144円から7億4,269万8,810円と1.4%減少しているという状況でございます。これ介護療養型施設の利用者から特別養護老人ホームの利用者、介護療養型は減っておりまして、特別養護老人ホームがふえているという状況の中で起きている現象だというふうに分析をしております。

また、新予防給付導入によってサービスの制限等というお話がございました。18 年度から新予防給付が導入されておりまして、平成 17 年度の、このときは予防給付でなくて支援サービス費という項目でございましたけれども、17 年度の決算額を見ますと1,187 万6,363 円となっています。18 年度は2,001 万4,556 円、20 年度については新予防給付が3,555 万3,747 円となっています。これは要支援が17 年度までは要支援ということでしたけれども、18 年度以降は委員さんおっしゃったとおり新予防給付ということで要支援1、要支援2に分かれておりまして、人数もふえておりますので、当然予防給付自体の額もふえているという状況でございます。

それから、施設サービス費についてのホテルコストについてということで ございまして、こちらについても 17 年度の途中からだと思いますが、施設に 入所した場合部屋代と、あと食事代、こちらが実費負担となっております。し かしながら、低所得者に対しては特定入所者介護サービス費というのがございまして、食費についても部屋代についても正規の額よりも減額をされておりまして、所得の低い方については以前よりも負担が減っているという状況でございます。所得の高い方については、そういった特定入所者介護サービス費というのは支給がありませんので、負担がふえているという状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 サービス料についてなのですが、介護認定が今回も見直 しがされるという話が出ているわけなので、そういう点では新予防給付が導 入されて、サービスそのものが切り捨てられるという状況は生まれているの でしょうか。そういう点では一定度町が一般会計の中でホームヘルプサービ スについては該当されている部分もあるのですけれども、そういう点での介 護保険の中でのサービス、多分 40%前後になっているのではないかなとい うふうに思うのですが、そういう点でのサービスの切り捨てというのは起こっ ているでしょうか。

それと、施設サービスについては、らんざん苑で 50 床だったですか、増床しましたから、その部分が特に嵐山の中では施設に入れる要件が広がってきたかなというふうに思いますし、比企医療圏内でも全部の、比企医療圏内でもクリアしているとは思うのですけれども、嵐山の中での待機をしてい

る人というのは実数でどのくらいいるのでしょうか。2点だけお聞きしたいと 思います。

- ○河井勝久委員長 山岸副課長。
- ○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、サービスの切り 捨てがというお話でございました。要支援1、2の方につきましては、包括支援センターで介護予防のケアプランを作成いたしまして、包括支援センターのほうでその作成を行っているところでございまして、一部について、きのうもご答弁させていただきましたけれども、事業所に委託しているという部分がございます。そういった中から、私どものほうに直接サービスが足らないというお話につきましては今のところございません。

それから、待機者についてでございますが、こちらについては今現在県のほうで県内の状況というのを調べております。お一人の方が1つの施設だけでなく幾つかの施設を申請をされているという状況がございますので、県が県内の各施設から待機者を洗い出して、それを町のほうにデータを送ってきて、住民情報等と突合しながら名寄せをして実際の待機者というのを洗い出していくという今まさに作業をやっているところでございます。昨年同じような作業がございまして、そのときの待機者については嵐山町では50名となっております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

- ○清水正之委員 ちょっと確認だけさせてもらいたいのですが、50 名というのは実人数ですか。
- ○河井勝久委員長 山岸副課長。
- 〇山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 実人数でございます。
- ○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**河井勝久委員長** では、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいております1名であります。

第 10 番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 普通徴収の方が 18 万以下の年金の中で年間4万 4,560 円支払っているということですよね。これの重さについてはどのよう に受けとめられるのか伺いたいと思うのですが、578 人という形で、それだけというのは私は非常に厳しいなと今聞いていたのですけれども、その点について1点。

それと、これはやがて障害者自立支援法と介護保険は統一化されるというふうな形で考えていたのですけれども、障害者自立支援法と介護保険では 65 歳以上になると介護保険のほうが優先されるようになってくるのですけれども、65 歳以下で障害者自立支援法の認定をされていて、そして 65

歳になって介護保険の認定に移る方というのはいらっしゃったのかどうかということと、その場合、よく伺っているのは障害者自立支援法の認定のほうがサービスのメニューが多く、介護保険のほうがメニューが少ないというふうに聞いていて、同等なものがサービス提供できたのかどうかということを伺いたいと思います。

居宅事業として事業の割合なのですけれども、これは出ていたのですけれども、施設事業の場合は、施設サービスの場合は100%皆さんが利用されるの当然なのですけれども、居宅事業の利用率というのは大体どの程度になるのか伺いたいと思います。

それで、先ほどなのですけれども、高額介護サービスがあって、それが年間1,183件で、1件当たりの平均が1万470円になるかなと思うのですけれども、居宅介護サービスの中でフルに使われていらっしゃる方もいるということですよね。その割合と、逆にメニューは全然使われていない方というのの割合というのはあるのか、あるとしたらそれはどのような形にあるのか伺いたいと思います。

先ほどもしかしたら伺ったのかもしれないのですけれども、居宅サービス の利用者で施設介護に移行した方というのはどのくらいいらっしゃったのか ちょっと伺いたいと思います。

介護保険料の1世帯の平均は今のお答えだと7万 693 円で、私は意外 と低いなというふうな印象があるのですけれども、他の自治体との関係では、 ほかの自治体との関係で嵐山町の介護保険料の1世帯当たりの平均というのはどのような位置をするのか。介護保険料というのは介護サービスに合わせて保険料をつくっているので、具体的に介護サービスとの関係で嵐山町の介護サービスは利用率の割合に比べて十分メニューとしてあるのかどうか伺いたいと思います。

もう一つなのですけれども、居宅介護サービスのうち社会福祉協議会を かなり使っていらっしゃると思うのですけれども、社会福祉協議会を使われ る割合というのはどの程度なのか。その中でも特に私はちょっと気になって いるのですけれども、介護保険にかかわっている方の移送サービスはどの ように行われているのか伺いたいと思います。

先ほどの話なのですけれども、介護予防というのは介護給付を抑えるために介護予防を行うわけなのですけれども、具体的に介護予防メニューというのはどの程度効果が上がったというふうに判断できるか伺いたいと思います。

- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- ○岩澤浩子健康福祉課長 一番最初に質問いただきました普通徴収の方の保険料の重さというふうな話でございましたけれども、確かに年金の受給率の低い方にとっては4万 4,560 円、これを月額にしますと 3,713 円ということで大変な金額になるかと思うのですけれども、普通徴収の場合本人が支払うというよりも世帯での責任を連座というか、そういうふうにしていただく

というふうな意味合いも持っているのかなというふうに思っております。

それから、ちょっと飛ぶかもしれませんけれども、障害者の自立支援法 の関係なのですけれども、障害者の自立支援サービスを平成 18 年からス タートしまして、自立支援サービスを受け始めている方で、介護保険が適用 になって利用されている方というのは2名です。確かに委員さんおっしゃるよ うに、65 歳前に障害者の自立支援法のサービスを受けて、65 歳になって から介護認定を受けるというふうになりますと、介護保険のサービスのほう が優先されるというふうになるわけですけれども、ただそこで介護保険にす っかり移行してしまうかといいますとそうではございませんで、もし障害者支 援のほうのサービス、別メニューもあるわけですね。それはそれとして使い ます。それに仮に共通のもの、例えばホームヘルプサービスですとか、今ま で使っていたホームヘルプサービスを介護保険の認定になって、制限をい っぱいいっぱい使っても足りないというふうな場合には、障害者のほうのホ ームヘルプを使えるというふうな形で、決してマイナスにはなっていかないと いうふうになっております。ただ、高額になってまいりますので、高額の制限 や何かはもちろんあるのですけれども、一たんは支払いをしていただきまし て、償還払いというふうな形で行っております。

それから、サービスの利用の関係ですけれども、それぞれの認定の度合いによって制限があるわけですけれども、それをすべて制限いっぱいに使っているか、それともある程度余裕のある範囲で使っているかというふうな人

数の把握というのは特に、申しわけないのですけれども、してございません。

それから、居宅サービスを使っていた方が施設サービスに移られた人、この人数ですけれども、特にこれの把握というのは難しいのです。ただ、昨年度の新たに施設を入所された方や何かを申し上げてみますと、介護老人福祉施設が 43 名、それから介護老人保健施設が7名、それから介護療養型医療施設が 12 名ということで、平成 20 年度中に 62 名の方が施設のほうに入所されております。

それから、社会福祉協議会の利用の占める割合ということなのですけれ ども、それぞれの居宅介護サービス費の支払いの報酬額を全体の介護給 付費の割合と計算しますと、24.1%というふうになっております。

それと、最後の移送サービスの関係なのですけれども、介護保険では移送サービスというのはございませんで、介護保険以外で現在は福祉有償運送、こういったものがございます。特に町から予算的なものを何か出しているというのではないのですけれども、町がかかわっているのはこの中の協議会、福祉有償運送運営協議会というのがございまして、そういった中の会議の中には参加をしております。それは、事業者のほうが申請を上げてまいりまして、それに対して必要かどうかとか、内容の審査を行ったりなんかする協議会なのですけれども、そちらには各市町村がかかわっております。あとは福祉有償運送につきましては、ご本人が直接事業者の会員になって、それで利用に応じた負担を払うというふうな形で行っております。

〔何事か言う人あり〕

○岩澤浩子健康福祉課長 介護予防のメニューの効果というふうなことですよね。それにつきましては、包括支援センターのほうで特定高齢者の事業、それから一般高齢者の事業、こういった形でさまざまないろいろな介護に結びつかない事業を行っておりますので、目に見えてこうというふうななかなか数字的なものはあらわせませんけれども、効果的には出ているものというふうに思っております。

以上です。何かもし答弁漏れがありましたらお願いいたします。

[「答弁漏れ1ついい」と言う人あり]

- ○河井勝久委員長 答弁漏れについて、わからないみたいです。
- ○**渋谷登美子委員** 介護保険料が7万 693 円ですよね、1世帯当たり。というふうな平均が。それについては他の自治体と比較してどのように考えたらよいのかということなのですが。
- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- 〇岩澤浩子健康福祉課長 介護保険料につきましては、平成 20 年度までは第3期ということで、嵐山町につきましては年額4万9,000 円というような形で、月額にしますと4,083 円、これは全国平均よりも若干下回っておりますけれども、郡内のあたりから比べますと高いほうに分類しております。申し上げますと、全国では4,090 円、郡平均では3,778 円というふうになってございます。決算でございますので、平成20 年度の数字ですけれども、

本年度から第4期が始まりまして、今年は 4,000 円ということで減額というか、落ちておりまして、全国平均のほうは 4,160 円ということで大分差が出てきております。

以上です。

- ○河井勝久委員長 渋谷委員。
- ○**渋谷登美子委員** 社協のほう、移送サービスの問題というのは介護にかかわる人にとってはかなり大きな問題になってきていると思うのですけれども、これは本来はホームヘルプの中ではヘルプ事業の中で、本当は町内の中はホームヘルプ、居宅介護サービスの中で行われていたのではないかなと思うのですけれども、それで町内以外のところは有償サービスを使うという形が現在使われているのではないかと思うのですけれども、その点の把握というのはされていないですか。

移送サービスというのはかなり人が動かなくてはいけないので、利用率というのは本当は把握しておかないとみんな動けないですよね。そこの部分の把握というのはこれからは今も必要ではないのですか。これはどうなのですか。それが予防メニューなどにもかかわってくるかと思うのですが、いかがでしょう。

あとそれと、もう一つですけれども、嵐山町の平均保険料は7万 693 円で、18 万円以下の方が4万 4,560 円というのは私ちょっとびっくりしてしまったのですけれども、かなり皆さん高齢の方でも 18 万、年間の平均所得が

低いというふうに考えてよろしいのでしょうか。このところがちょっとわからないのですけれども。平均保険料になってくるので、具体的には実際の部分というのは高額な方もいらっしゃると思うのですが、これは結構きついかなと思って、実際に見てみますと、4分の4の方と4分の5の方が60%近くになりますよね。でも、これで7万693円というのは私は、それで18万円以下の方が4万4,560円という形ですよね、平均保険料が。これは、結構嵐山町自体はやはり介護保険にかかわる1号被保険者というのは所得が低いというふうに考えてよいのかどうか伺いたいと思うのですけれども。

- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- ○岩澤浩子健康福祉課長 最初の移送サービスの関係でございますけれ ども、確かに以前にはホームヘルパーさんが車に乗せて、例えば通院です とかお買い物や何かに同乗して乗っていたというふうなケースはございまし たけれども、道路交通法の関係からやはりその辺がうまくないというようなこ とがずっと定められてきておりました。平成 18 年の5月に道路交通法の改 正がございまして、それを受けて福祉有償運送のほうにかわったというふう になっております。ですから、今はヘルパーさんが介護者の方を乗せて送迎 をするというふうなことはなくなっております。

それから、もう一つのほうの介護保険料の関係なのですけれども、確かに先ほども申し上げましたけれども、年金所得以外になくて年金所得が 18 万円以下の方について、この保険料を納めるというのはちょっと厳しいかな というふうには感じてはおりますけれども、国のほうから調整交付金というのが基本的には5%来るというふうになっておりまして、これが一つには後期の高齢化率によっても違うのですけれども、保険料の段階区分別で全国と比べまして割合が決まってくるのです。それの5%というのが嵐山町については2.69%ということで、高齢化率が低いということも一つにはあるかと思いますけれども、やはり所得の段階別の区分を見ますと、平均嵐山町は比較的高いというふうにとられているというのが一つにあるのです。ただ、それだからといって18万以下の人が少ないかどうかというのはちょっとあれなのですけれども、所得自体については嵐山町は全国レベルでは高い部類に入っているのかなというふうにとらえています。

- ○河井勝久委員長 渋谷委員。
- ○渋谷登美子委員 介護保険料のほうもうちょっと勉強してみないと質問できないのですけれども、となりますと、移送サービスの関係ですけれども、介護保険料のほかにこの方たちは移送サービス料として金額を支払わないと移送サービスを受けることができないというふうに考えたほうがいいわけですよね。その場合の実際の例えば病院に行ったり、それから施設に、施設はどうかわからないですけれども、それの負担というのはすべて全額介護被保険者のほうで支払うというふうな形になって、それについてどの程度金額を支払われているかというふうな、被保険者のほうが負担しているかというふうな統計というのはとられていないですか。

- ○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。
- 〇岩澤浩子健康福祉課長 移送サービスの関係ですけれども、これは介護保険とは全く切り離して考えていただくような形でして、これは先ほど申し上げましたけれども、ご本人が事業所と契約を結んでいただいて、それで利用の、入会金とかというのもあるのですけれども、利用料を距離と時間に合わせて払うというふうな形になっております。例えば例を申し上げますと、通常のタクシーとは全く違いまして、1キロ30円、時間にしますと30分で500円というふうな形で、比較的安価な金額で利用ができるというふうになっています。
- ○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これですべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 68 号議案 平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出 決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時47分

再 開 午後 4時58分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 69 号議案 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

〇川口浩史委員 説明書の 202 ページ、歳入の状況の使用料及び手数料の件ですが、19 年度に比較して 20 年度が初めての減ではないかということで説明あったわけですが、景気の後退というのがここは大きいのでしょうか。どういうふうな分析をされているのか伺いたいと思います。

それから、206ページの負担金の件なのですが、日本下水道協会、これがちょっとふえているのです。協会にはどういう負担割合でお金を払うのか

伺いたいと思います。

それから、1つ飛ばして下に来て埼玉県市町村総合事務組合、これはどんなことがされるので、負担金を払っているのか伺いたいと思います。これも若干上がっていますよね。

それと、209 ページの中ほどの負担金の市野川流域下水道維持管理費、 不明水のところですね。20 年度は 6.2%ふえたということで、不明水、補正 でも出ましたけれども、志賀2区の関係でここは大幅にふえているということ が、大幅と言うと怒られるかもしれない。6.2%だと大幅ではありませんけ れども。その不明水の原因はどこであるということで考えているのか伺いた いと思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。
- ○小澤 博上下水道課長 まず、使用料の減の問題なのですけれども、どういうふうに考えているかということですけれども、ここのところでもご説明申し上げましたけれども、昨年の前半はやはり前年度を上回るペースで一応伸びていたのです。それで、後半に入ってやっぱり失速をしたということなので、やはり花見台工業団地、そういうふうなところの企業の減が大きいということで、やはりそれも景気の影響を受けていたというふうに言えると思います。花見台工業団地、申し上げましたけれども、112 万円ほど減っているのです。ですから、その辺のところがやはり大きいというふうに考えております。

それから、日本下水道協会の負担金なのですけれども、これ基本額が5万円というのがある。それから、調整額というふうな関係で1万5,000円だとか、そういうふうになっております。これ若干ふえていますけれども、会の請求の若干これが基本額そのものは変わっていないと思うのですけれども、調整額のところで若干変わっているのかなというふうなことでございます。

それから、退職手当の関係ですけれども、これにつきましては退職手当の......

〔何事か言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 消防事務組合というのは退職手当の関係です。
ですから、それで上がったということでご理解いただきたいと思います。

それから、あと不明水とかそういう関係なのですけれども、これ伸びたのは不明水が伸びたというより、不明水も伸びたのでしょうけれども、結局不明水が伸びたということになってしまう。平成20年度は、不明水が18%の割合になってしまったのです。19年度は12.9なのです。これも途中までは負担金21.8%というふうなことで、20年度の補正のときはお願いしたわけです。最終的にこの金額になったのは、ほかの3町との話し合い等で調整をしていただいて、20年度についてはこの金額で6.2%の範囲内でおさまったということなのです。不明水が18%を超えている最初の段階だったらどこまで行くかわからないような、そんな感じだったのでございますけれども、最終的に18.9でおさまったということで、それは3町で負担金の調整をした結

果ということでお願いいたします。

以上です。

- ○河井勝久委員長 川口委員。
- ○川口浩史委員 使用料なのですが、そうしますと家庭の部門は減っていなくて、事業所の部門が減っているという理解でよろしいのでしょうか。202 ページですけれども。その点をちょっと確認したいと思います。

それから、206 ページの下水道協会への負担金ですが、ちょっとよくわからないのです。基本額が5万円で、あとは調整で操作されるということで、はっきりしっかりしたもので来ているのでしょうけれども、19 年が 11 万5,000 円ですから、3万5,000 円、いきなり上がったわけですけれども、もう少し調整額はどういうものかというのがもしお話しできるようでしたら伺いたいと思います。

それと、不明水ですが、3町で話し合って 6.2%で抑えてもらったということですか。不明水に係る費用というのは、そうするとかなり膨大な金額になったわけですよね。嵐山町分が 6.2%分でおさまったということで。よくそれで、ありがたい話なのですけれども、ほかの町が負担をその分しているということになるのですか。ちょっとその仕組みだけ伺いたいのですけれども。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 使用料なのですけれども、花見台で 112 万 8,000 円減っているということで、全体の金額も減っているには減っている わけです。130 万ぐらい減っているわけで、130 万と112 万の差というのは 18 万ぐらいですよね。ですから、家庭のほうについては、ただ戸数がふえて いるので、全体的なものについてはやっぱり減っているのかなという気もし ますけれども。

それと、下水道協会のほうなのですけれども、ここにあるのは去年の請求書の内訳だけなのです。それが基本額が9級ということで5万円ということで、それから調整額ということで、公共下水道の事業規模ということで、これ6,200万円が事業規模であって、これが12級というふうなところで、これが1万5,000円だったです。それから、調整額として有収水量のところで111万5,000 立米、それを足したものがふえると。これちょっとわからないですね。昨年よりふえたかというとちょっと。

[何事か言う人あり]

○小澤 博上下水道課長 事業規模がふえたということで。

〔「補助事業うんとやればふえてくるんです」

と言う人あり〕

○**小澤 博上下水道課長** 補助事業をふやせばその分だけふえていくということでご理解いただきたいと思います。

それから、不明水のところなのですけれども、これについてはやっぱり小川町が 12 月現在では減っていたのですよね。14.5%ぐらい減ったということで、参考資料 12 月のときにお示ししましたよね。そこのところで、やっぱり

小川が 14.5%減って、嵐山が 21.8%ふえたというのは、これは理解できないということで、そこで話ししたわけなのです。それで、ある年有収水量とかそういうふうなところから持ってきまして、有収水量までについては負担をいただこうということで、ただ時期的に、これは今年の2月と3月ごろだったので、調整がなかなかできる、予算ありましたので、調整できる範囲内で小川のほうにある程度負担増をお願いして、そして嵐山町のほうが減ったと、そういうことでご理解いただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

「「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第69号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[举手全員]

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時13分

再 開 午後 5時15分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 70 号議案 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定 についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

〇川口浩史委員 決算書の 345 ページの特別損失ですが、説明があった のかもしれませんけれども、どんな損失だったのか伺いたいと思います。

それから、今度民主党政権になるということで、ハツ場ダムが中止だという方向で、大変結構な方向を出していただいているなと思います。ここも含めての負担金というのが水源開発負担金という中で入っているのか、ほかの負担金が入っているのか教えていただきたいのと、トータルでどのぐらい

の負担を嵐山町はハツ場ダムの関係ではしているのかわかりましたら伺い たいと思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 冨岡副課長、答弁お願いします。
- ○**冨岡文雄上下水道課施設担当副課長** それでは、ハツ場ダムの負担金の関係ついて説明させていただきます。

先ほど水源開発負担金というのがうちのほうで、資本剰余金か何かにあるかと思うのですけれども、これは当時各開発の業者が5戸以上だったか、50 立方以上だったかな、の水を使用する開発をしたときに、水源開発負担金という形で平成元年から11 年ぐらいまでの間、ちょっと年数がはっきりしないのですけれども、そのころいただいていた水源開発負担金が6,000万ぐらい、これがあるわけです。したがって、ハツ場ダムの負担金とは水源開発負担金は関係がございません。それで、直接町からハツ場ダムに対しての負担金というのは支払っておりません。恐らく県のほうから、県にダムの関係の支出する部分がありまして、そこからハツ場ダムの開発に対して負担金が出ていると思います。

以上です。

- ○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。
- ○小澤 博上下水道課長 特別損失ですけれども、これは不納欠損です。
- ○川口浩史委員 どうして不納になったか、理由が。

- ○**小澤 博上下水道課長** 理由は、一応不納欠損ということで時効で落としました。
- ○河井勝久委員長 川口委員。
- 〇川口浩史委員 不納欠損の関係なのですが、納められなくなった理由、よく使用するだけ使用して引っ越していったのかとかというようなことがありましたけれども、そのような理由がわかりましたら伺いたいと思います。

それから、350 ページの水源開発負担金なのですが、そうするとこれは 具体的にはどこに負担を出しているお金ということになるのでしょうか。 以上です。

- ○河井勝久委員長 冨岡副課長。
- ○**富岡文雄上下水道課施設担当副課長** 350 ページの水源開発負担金ですけれども、これは受贈財産の評価額ということで、水道事業が開発する業者等からいただいたものです。したがって、水道事業から支出したものではなくて、水道事業会計に入ったものがこの水源開発負担金ということで、その辺ご理解いただきたいと思います。
- ○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。
- ○小澤 博上下水道課長 不納欠損の関係ですけれども、居所不明という ふうな方です、ほとんどが。徴収率をちょっと見てもらいたいと思うのですが、 業務報告の参考資料のところの4ページ、業務報告の参考資料お持ちでし たら、そこのところに最終的には、業務報告参考資料お持ちですか。4ペー

ジ、このところで最終的に収納率が 16 年から 21 年度までが載っていますけれども、ほとんど最終的には 99.83 だとか 99.76、こういうふうになっていますので、今年度については 95.43%と、3月 31 日現在ではそういうことなのですけれども、最終的にはこういうふうにいっていますので、ほとんどが居所不明、そういうふうな方ぐらいしかないということでございます。

○河井勝久委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 70 号議案 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定について の件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○河井勝久委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されま

した決算議案7件の審査をすべて終了いたしました。4日間にわたりまして 慎重審議大変お疲れさまでした。また、町長、副町長、教育長及び監査委 員をはじめとする説明員の皆様には、大変お忙しい中出席いただきまして、 まことにありがとうございました。

なお、決算審査特別委員会の審査報告につきましては、正副委員長に 一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、そのようにさせていただきます。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後 5時23分)